

第3回荒川区子ども・子育て会議

次 第

日時：平成26年6月24日（火）

13時30分～15時30分

会場：荒川区役所3階304・305会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 平成26年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について
- (2) 子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュールについて
- (3) 国が定める基準に基づき区が定める基準（案）について
- (4) 公定価格について
- (5) その他

3 閉 会

配付資料

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 資料1 | 平成26年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について |
| 資料2 | 子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュール |
| 資料3 | 国が定める基準に基づき区が定める基準（案）について |
| 資料3-1 | 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）の検討 |
| 資料3-2 | 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）の検討 |
| 資料3-3 | 学童クラブに関する主な変更内容等について |
| 資料3-4 | 学童クラブの設備及び運営に関する基準（案）の検討 |
| 資料4 | 公定価格の仮単価について |
| 資料5 | 公定価格に関するFAQ |
| 参考資料 | 公定価格仮単価表（抜粋） |

平成 26 年度荒川区の主な子ども・子育て支援施策について

平成 26 年度の主要事業について

- (1) 子ども・子育て支援新制度に向けた準備 94,312千円
27年4月に本格施行が予定されている子ども・子育て支援新制度に向け、荒川区子ども・子育て会議の開催や子ども・子育て支援事業計画の策定、制度管理システムの開発、児童の認定等に関する事務を実施する。
- (2) 新たな私立幼稚園の誘致【新規】 392千円
区内幼稚園不足を解消するため、町屋地域の区有地を幼稚園建設用地として活用し、新たな私立幼稚園を誘致する。
26年度は、私立幼稚園を整備及び運営する学校法人を、プロポーザル方式による公募により選定する。
○ 開園：28年4月（予定）
- (3) 子ども家庭支援センターにおける要保護児童対策事業 5,437千円
児童虐待の早期発見や迅速かつ的確な対応を図るため、「荒川区要保護児童対策地域協議会」において関係機関の連携を強めるとともに、養育が困難な保護者を支援する「養育支援訪問事業」などの事業を実施し、子どもたちの養育環境の改善を図る。
- (4) 地域子育て交流サロンの拡充 17,932千円
在宅で育児をしている親子などが、日中自由に時間を過ごすことができる地域子育て交流サロンを、東尾久及び東日暮里地域にそれぞれ1か所開設し、週1回2時間の理由を問わない一時預かりも実施する。
○ 開設：26年4月
おぐざんざおもちゃ図書館子育て交流サロン 住所：荒川区東尾久4-19-8
開設日時：月・火・水・金・土10時30分～16時30分 木10時30分～12時00分
一時預かり：木13時30分～15時30分
ami-ami 子育て交流サロン 住所：荒川区東日暮里5-18-8
開設日時：月・火・水・金・土12時00分～17時00分
一時預かり：水10時00分～12時00分
○ 地域子育て交流サロン数 : 12か所→14か所
○ 一時預かり実施の地域子育て交流サロン数 : 3か所→5か所
- (5) 保育従事者の処遇改善 82,292千円
保育の担い手である保育従事者の確保が課題となっていることから、保育従事者の処遇改善に取り組む区内の民間保育施設等を支援する。

- (6) **新たな私立認可保育園の整備【新規】** 680,783千円
 南千住及び日暮里地域の待機児童解消に向け、26年4月に私立認可保育園3園を開設する。また、26年7月の開設を目指し、私立認可保育園1園を誘致する。
- 開設：26年4月

にじの樹保育園	住所：荒川区南千住 8-5-2	実施定員：150名
ぽけっとランド南千住瑞光保育園	住所：荒川区南千住 7-30-1	実施定員：121名
ういず東日暮里保育園	住所：荒川区東日暮里 4-11-6	実施定員：72名
 - 開設：26年7月（予定）

グローバルキッズ東日暮里園	住所：荒川区東日暮里 5-16-3	実施定員：80名
---------------	-------------------	----------
- (7) **町屋保育園の定員拡大及び民設民営化【新規】** 253,869千円
 町屋地域の待機児童の解消に向け、町屋保育園の定員拡大及び民設民営化を図る。民設民営化後の町屋保育園では、新たに0歳児保育や一時保育事業を実施するなど、民間活力を活用し、充実した保育サービスを提供する。
- 開設：27年4月（予定）
- (8) **病児保育事業【新規】** 8,784千円
 保護者の子育てと仕事の両立支援のため、保育園在籍児が病気のため登園できないときに児童を預かる病児保育事業を新たに実施する。
- 実施施設：上智厚生館保育園 住所：荒川区町屋 4-9-10
 （病後児保育事業からの移行。病後児保育事業も継続して実施。）
- (9) **放課後子どもプランの拡充** 522,903千円
 放課後の子どもの安全・安心な活動拠点を確保するため、新たに瑞光小学校、赤土小学校、尾久西小学校の3校において、放課後子どもプラン事業を開始するとともに、赤土小学校と尾久西小学校ほか3校で行っている学童クラブ事業を新放課後子どもプランとして一体的に運営する。
- 開設：26年4月

瑞光にこにこすくーる	住所：荒川区南千住 1-51-1	
赤土小にこにこすくーる	住所：荒川区東尾久 2-43-9	
尾久西にこにこすくーる	住所：荒川区西尾久 5-27-12	
 - 放課後子どもプラン実施校：11校→14校（うち一体的運営2校→7校）
- (10) **学童クラブ事業** 315,117千円
 放課後帰宅しても保護者の適切な保護を受けられない小学校1～3年生の児童のために、学童クラブを運営し、その健全育成を図る。
- 学童クラブ：25か所

保育所待機児童等の状況について

骨子	平成26年4月1日現在における認可保育園不承諾者及び待機児童等の状況について、報告する。									
	1 認可保育園入園状況・待機児童数等の推移（各年4月1日現在）									
		H22年	H23年	H24年	H25年	H26年				
入園申込者数 (取り下げ者を除く)	A	1,063 (161)	1,100 (37)	1,197 (97)	1,228 (31)	1,260 (32)				
入園承諾者数	B	791 (84)	779 (▲12)	850 (71)	950 (100)	1,041 (91)				
入園不承諾者数	C(A-B)	272 (77)	321 (49)	347 (26)	278 (▲69)	219 (▲59)				
認可外対応等	認証保育所	a	71	108	104	85	47			
	家庭福祉員	b	84	76	80	96	79			
	その他	c	68	98	117	60	85			
	小計	D(a+b+c)	223 (77)	282 (59)	301 (29)	241 (▲60)	211 (▲30)			
待機児童数	E(C-D)	49 (0)	39 (▲10)	46 (7)	37 (▲9)	8 (▲29)				
内容	【単位：人、（ ）内は前年比】									
	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年4月の認可保育園入園申込者数は1,260人と、前年と比較し32人増加したが、私立認可保育園3園（にじの樹保育園、ぽけっとランド南千住瑞光保育園、ういず東日暮里保育園）の開設により、入園不承諾者数は219人と、59人減少した。 待機児童数は8人となり、統計を開始した昭和58年以降で最少値となった。 									
	2 地域別・年齢別の認可保育園入園不承諾者数の状況									
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	増減	(前年計)
	南千住	15	8	5	1	0	4	33	▲39	(72)
	荒川	6	7	5	0	0	0	18	▲16	(34)
	町屋	3	19	7	7	1	0	37	▲6	(43)
	尾久	7	26	23	1	1	2	60	3	(57)
	日暮里	26	27	14	4	0	0	71	▲1	(72)
	計	57	87	54	13	2	6	219	▲59	(278)
	(前年計)	(42)	(157)	(61)	(7)	(7)	(4)	(278)		
	<ul style="list-style-type: none"> 南千住地域は、新たに2つの認可保育園開設により、入園不承諾者数が33人と、前年と比較し39人の減少となった。不承諾者数は日暮里地域が最も多く71人で、次いで尾久地域が60人となっている。 年齢別では、1歳児の不承諾者数が大幅に減少（▲70人）したが、0歳児が15人増加した。0～2歳児で全体の9割を占める。 									

3 地域別・年齢別の待機児童数の状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	増減	(前年計)
南千住	0	0	0	0	0	0	0	▲13	(13)
荒川	0	0	0	0	0	0	0	▲5	(5)
町屋	0	3	0	0	0	0	3	0	(3)
尾久	0	5	0	0	0	0	5	▲5	(10)
日暮里	0	0	0	0	0	0	0	▲6	(6)
計	0	8	0	0	0	0	8	▲29	(37)
(前年計)	(0)	(37)	(0)	(0)	(0)	(0)	(37)		

- ・新たな認可保育園及びグループ型家庭的保育施設の開設などの受入定員拡大により、待機児童数は8人（前年比▲29人）となった。
- ・南千住、荒川、日暮里地域で待機児童ゼロを達成した。

内 容
(続き)

幼稚園等の通園状況について

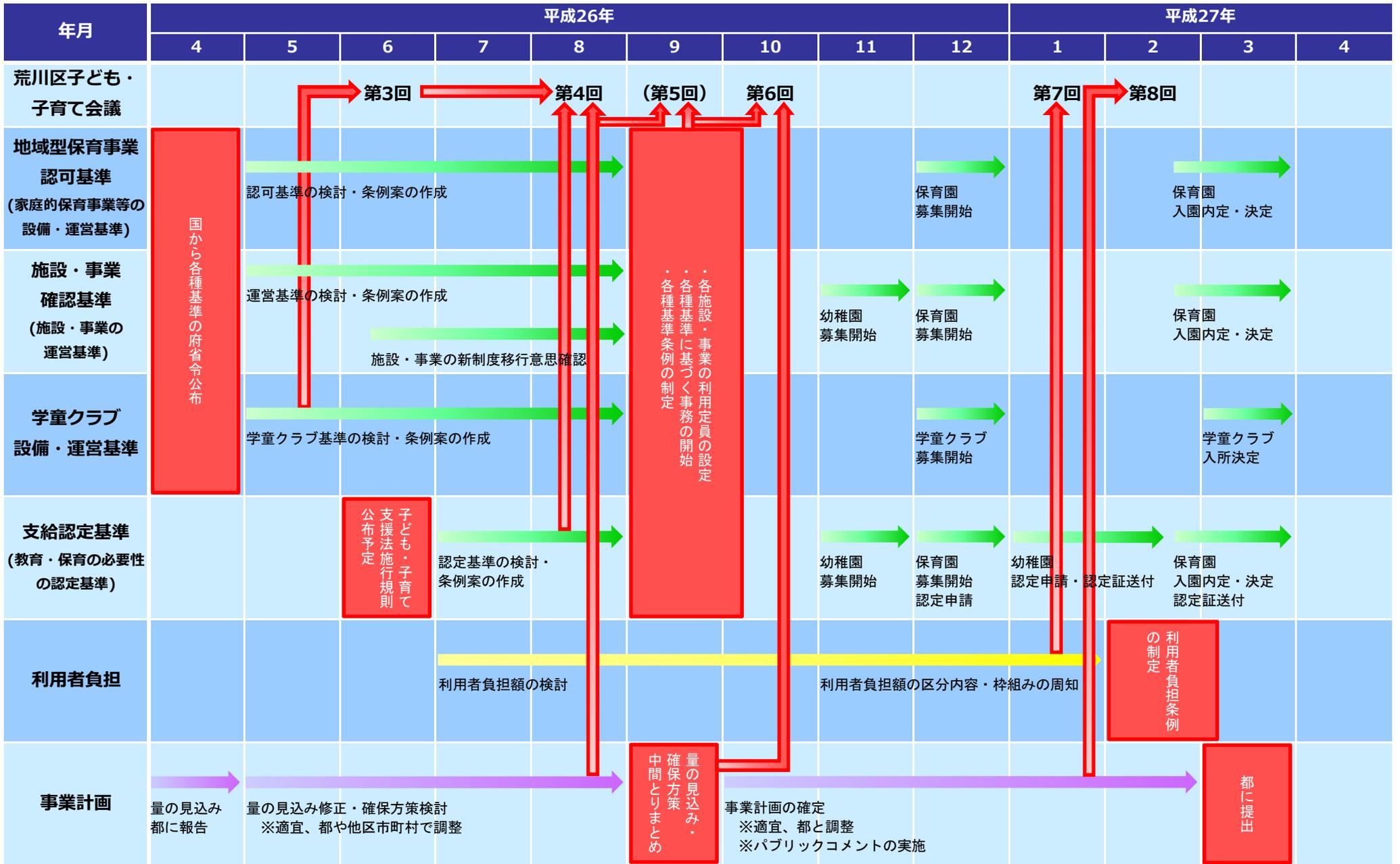
骨 子	平成26年5月1日現在における公立及び私立幼稚園等の通園状況について、報告する。							
	1 区内幼稚園等について							
内 容	公立幼稚園（汐入こども園含む）							
	南千住第二	南千住第三	町屋	花の木	尾久			
	尾久第二	日暮里	東日暮里	汐入こども園				
	私立幼稚園等（類似施設含む）							
	北豊島	真成	道灌山	黒川幼稚舎	ワタナベ学園			
	2 幼稚園等の通園状況の推移							
			H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	
	公立幼稚園 （汐入こども園含む）	A	3歳児	157	187	225	199	202
			4歳児	213	220	246	276	236
			5歳児	228	207	229	248	265
			計	598 (▲5)	614 (16)	700 (86)	723 (23)	703 (▲20)
	私立幼稚園等 （区内）	B	3歳児	248	260	224	219	228
			4歳児	244	249	258	226	223
			5歳児	294	236	241	250	221
			計	786 (▲31)	745 (▲41)	723 (▲22)	695 (▲28)	672 (▲23)
	私立幼稚園等 （区外）	C	3歳児	308	337	346	335	307
4歳児			261	299	326	329	331	
5歳児			278	257	289	316	332	
計			847 (▲19)	893 (46)	961 (68)	980 (19)	970 (▲10)	
私立幼稚園等 計	D (B+C)	3歳児	556	597	570	554	535	
		4歳児	505	548	584	555	554	
		5歳児	572	493	530	566	553	
		計	1,633 (▲50)	1,638 (5)	1,684 (46)	1,675 (▲9)	1,642 (▲33)	
総計	E (A+D)	3歳児	713	784	795	753	737	
		4歳児	718	768	830	831	790	
		5歳児	800	700	759	814	818	
		計	2,231 (▲55)	2,252 (21)	2,384 (132)	2,398 (14)	2,345 (▲53)	
【単位：人、（）内は前年比】								
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月の区民園児数は、前年と比べ、53人減少した。 ・公立幼稚園への通園が全体の30.0%、私立幼稚園等への通園が70.0%となっている。私立幼稚園等のうち、区内園が40.9%、区外園が59.1%となっている。 								

資料 2

平成26年6月24日

第3回荒川区子ども・子育て会議

子ども・子育て支援新制度本格施行までの想定スケジュール



資料2-1

国が定める基準に基づき区が定める基準（案）について

1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)(資料3-1)

- 新制度では、認可を受けた施設・事業者に対し、区市町村が事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定め、たうえで施設型給付・地域型保育給付の対象となることを確認し、給付費を支払う。
- 本基準は、区市町村の確認を受ける施設・事業者が遵守すべき運営基準を定めたものであり、今後、本基準を踏まえ、区市町村が条例として制定することとなる。

2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）（資料3-2）

- 新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、区市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなる。
- 地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業があり、本基準は、これらの事業において必要となる設備や職員の数及び資格要件などの基準を定めたものである。
- 今後、本基準を踏まえ、区市町村が条例として制定することとなる。

3 学童クラブの設備及び運営に関する基準（案）（資料3-3、4）

- 学童クラブ事業は、保護者の就労等により、放課後等に適切な保護を受けられない児童を対象に、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、健全な育成を図ることを目的としている。
- 新制度では、学童クラブ（放課後児童健全育成事業）の質を確保する観点から、区市町村が条例で設備及び運営等に関する基準を定めることとなった。
- 区で定める基準は、厚生労働省令（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）を踏まえ、荒川区における学童クラブの施設・設備、職員の数及び資格要件などを定めるものである。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)の検討

区が定める基準の考え方：原則として国基準のとおりとする（国基準と異なる部分については、☆で表示（網掛けの部分））

☆：国基準と異なる部分

◎：国の考え方

・：内容や用語の説明

平成26年6月24日

第3回荒川区子ども・子育て会議

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
第一章 総則			
趣旨	<p>第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条の規定による基準</p> <p>二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項、第六条（第五項を除く。）、第七条、第十三条、第十五条、第二十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十五条及び第三十六条並びに附則第二条及び第三条第一項の規定による基準</p> <p>三 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三十七条及び附則第四条の規定による基準</p> <p>四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十八条第一項、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条、第四十二条第一項から第三項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第三条第二項及び第五条の規定による基準</p> <p>五 法第三十四条第二項又は第四十六条第二項の規定により、法第三十四条第三項各号又は第四十六条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前四号に定める規定による基準以外のもの</p>	<p>☆基準府令第1条は基準の類型（従うべき基準・参酌すべき基準）を示すものなので、条例では不要なため、一号～五号までは削除</p>	—
定義	<p>第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 小学校就学前子ども 法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。</p> <p>二 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。</p> <p>三 幼稚園 法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。</p> <p>四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。</p> <p>五 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。</p> <p>六 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。</p> <p>七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。</p> <p>八 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。</p> <p>九 支給認定 法第二十条第四項に規定する支給認定をいう。</p> <p>十 支給認定保護者 法第二十条第四項に規定する支給認定保護者をいう。</p> <p>十一 支給認定子ども 法第二十条第四項に規定する支給認定子どもをいう。</p> <p>十二 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。</p> <p>十三 支給認定の有効期間 法第二十一条に規定する支給認定の有効期間をいう。</p> <p>十四 特定教育・保育施設 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。</p> <p>十五 特定教育・保育 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。</p> <p>十六 法定代理受領 法第二十七条第五項（法第二十八条第四項の規定において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第五項（法第三十条第四項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>十七 特定地域型保育事業者 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。</p> <p>十八 特定地域型保育 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。</p> <p>十九 特別利用保育 法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。</p>	<p>☆ (14) 「教育・保育」の定義を追加 ☆ (18) 「特定地域型保育事業」の定義を追加</p>	—

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
	二十 特別利用教育 法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。 二十一 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。 二十二 特定利用地域型保育 法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。		
一般原則	第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。		参酌
	2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。		参酌
	3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		参酌
	4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。		参酌

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
第二章 特定教育・保育施設の運営に関する基準			
第一節 利用定員に関する基準			
利用定員	<p>第四条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を二十人以上とする。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子ども区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子ども区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>一 認定こども園 法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子ども区分</p> <p>二 幼稚園 法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子ども区分</p> <p>三 保育所 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子ども区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子ども区分</p>	<p>・認定こども園及び保育所における利用定員の数は、20人以上</p> <p>・幼稚園については、最低利用定員の規制なし</p> <p>・各号に掲げる特定教育・保育施設の区分ごとに応じ、小学校就学前子ども区分ごとの利用定員を定める。ただし、3号認定子どもにおける区分にあつては、0歳児及び1、2歳児に区分して定めること</p> <p>・認定こども園（1号+2号+3号認定子ども）</p> <p>・幼稚園（1号認定子ども）</p> <p>・保育所（2号+3号認定子ども）</p>	従う
第二節 運営に関する基準			
内容及び手続の説明及び同意	<p>第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>	<p>・施設の運営についての重要事項(運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等)の文書による説明を実施すること</p> <p>・上記事項における提供の開始についての利用申込者の同意を得ること</p>	従う
			参酌

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
利用申込みに 対する正当な 理由のない提 供拒否の禁止 等	第六条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込みに対する正当な理由のない拒否を禁止すること ・1号認定子どもに係る幼稚園又は認定こども園における利用定員を超えた場合の選考方法は、抽選、申込み順による決定方法、設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法によること ・2号・3号認定子どもに係る保育所又は認定こども園における利用定員を超えた場合の選考方法は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案する方法により、保育の必要性の高い子どもを優先させること ・事前の上記事項に関する保護者への明示すること 	従う
	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。		従う
	3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。		従う
	4 前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。		従う
	5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は 特定地域型保育事業を紹介する等 の適切な措置を速やかに講じなければならない。		☆「又は特定地域型保育事業を紹介する等の」を「又は特定地域型保育事業等を紹介する等の」に修正
あっせん、調 整及び要請に 対する協力	第七条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・法に基づき市町村が行う利用のあっせん及び要請に対し、できる限り協力すること 	従う
	2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。		従う
受給資格等の 確認	第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育の提供時は、支給認定の有無、子どもの区分、認定有効期間、保育必要量等を確認すること 	参酌
支給認定の申 請に係る援助	第九条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・未認定者については、保護者の意思を踏まえた申請が行われるような援助を行うこと ・必要な援助は、支給認定の有効期間の満了日の30日前に行われる必要がある。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除く 	参酌
	2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。		参酌
心身の状況等 の把握	第十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。		参酌
小学校等との 連携	第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。		参酌
教育・保育の 提供の記録	第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。		参酌
利用者負担額 等の受領	第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第二十八条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）を支払を受けるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育の提供時は、保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（市町村が定める額）の支払を受けること 	従う

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
	<p>2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあつては法第二十八条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>・法定代理受領を受けないときは、特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額の支払を受けること</p>	従う
	<p>3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるもの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p>	<p>・特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、それに要する費用と基準額との差額の支払を保護者から受けることができること（上乗せ徴収について）</p>	従う
	<p>4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）</p> <p>四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>・その他（１）～（５）に掲げる費用の額を保護者から受けることができること（実費徴収について）</p>	従う
	<p>5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	<p>・実費徴収の支払を受けた際の領収証の交付</p>	従う
	<p>6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>・上乗せ徴収及び実費徴収の支払を求める際は、事前に金銭の用途及び額、理由について書面による説明を行い、文書による同意を得ること。ただし、実費徴収については、文書によることを要しない</p>	従う
施設型給付費等の額に係る通知等	<p>第十四条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p>		参酌
	<p>2 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。</p>		参酌

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
特定教育・保育の取扱方針	<p>第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>一 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもの関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第九項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第四号に掲げる事項</p> <p>三 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）</p> <p>四 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	<p>・下記に掲げる各施設ごとの取扱方針に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行うこと</p> <p>幼保連携型認定こども園…幼保連携型認定こども園教育・保育要領</p> <p>認定こども園…幼稚園教育要領＋保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p> <p>※特定教育・保育提供に当たっては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえること</p> <p>幼稚園…幼稚園教育要領</p> <p>保育所…保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	従う
	2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まなければならない。	・認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も踏まえること	従う
特定教育・保育に関する評価等	<p>第十六条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>		参酌
相談及び援助	第十七条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。		参酌
緊急時等の対応	第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。		参酌
支給認定保護者に関する市町村への通知	第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。		参酌
運営規程	<p>第二十条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 提供する特定教育・保育の内容</p> <p>三 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日</p> <p>五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</p> <p>七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p>	・施設運営について、重要な事項に関する規程の整備すること	参酌

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
	十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項		
勤務体制の確保等	第二十一条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の勤務体制を整備 ・職員による特定教育・保育の提供（※特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない） ・職員研修の機会の確保 	参酌
	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。		参酌
	3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。		参酌
定員の遵守	第二十二条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	◎利用定員の設定に当たっては、市町村事業計画の中で、定めることとなっており、各自自治体が地域の実情に応じて判断するとの考え	参酌
掲示	第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。		参酌
支給認定子どもを平等に取り扱う原則	第二十四条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。		従う
虐待等の禁止	第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		従う
懲戒に係る権限の濫用禁止	第二十六条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。		従う
秘密保持等	第二十七条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。		従う
	2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。		従う
	3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。		従う
情報の提供等	第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。		参酌
	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてしてはならない。		参酌
利益供与等の禁止	第二十九条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。		参酌
	2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。		参酌

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
苦情解決	第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	◎特定教育・保育施設は、苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる義務づけがなされており、また、苦情に関して市町村が実施する事業に協力する努力義務が課されており、真摯に対応することを求めている。また、苦情等への対応のための取組については、情報公開の対象となっている	参酌
	2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。		参酌
	3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。		参酌
	4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		参酌
	5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。		参酌
地域との連携等	第三十一条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。		参酌
事故発生の防止及び発生時の対応	第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。		従う
	2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。		従う
	3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。		従う
	4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。		従う
会計の区分	第三十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。		参酌
記録の整備	第三十四条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。		参酌
	2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画 二 第十二条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 三 第十九条に規定する市町村への通知に係る記録 四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		参酌
第三節 特例施設型給付費に関する基準			
特別利用保育の基準	第三十五条 特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。	・保育所が1号認定子どもに特別利用保育を提供する場合、都道府県が条例で定める児童福祉施設の設備・運営基準を遵守すること	従う
	2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。		従う

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
	<p>3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。</p>		従う
特別利用教育の基準	<p>第三十六条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>・幼稚園が2号認定子どもに特別利用教育を提供する場合、学校教育法第三条に規定する設置基準を遵守すること</p>	従う
	<p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>		従う
	<p>3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第十三条第四項第三号中「除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。</p>		従う

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
第三章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準			
第一節 利用定員に関する基準			
利用定員	第三十七条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を一人以上五人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては、その利用定員の数を六人以上十九人以下、小規模保育事業C型（同省令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。）にあつては、その利用定員の数を六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあつては、その利用定員の数を一人とする。	<ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業…1人以上5人以下 小規模保育事業A型・B型…6人以上19人以下 小規模保育事業C型…6人以上10人以下 居宅訪問型保育事業…1人 	従う
	2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに、3号認定に係る利用定員を、0歳児と1・2歳児に区分して定める 	従う
第二節 運営に関する基準			
内容及び手続の説明及び同意	第三十八条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。		従う
	2 第五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。		準用先の類型に準ずる
正当な理由のない提供拒否の禁止等	第三十九条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。		従う
	2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 利用申込みに対する正当な理由のない拒否の禁止 選考方法は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案する方法により、保育の必要性の高い子どもを優先させること 事前の選考方法に関する保護者への明示 	従う
	3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。		従う
	4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	☆「又は特定地域型保育事業を紹介する等の」を「又は特定地域型保育事業等を紹介する等の」に修正	参酌
あつせん、調整及び要請に対する協力	第四十条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあつせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。		従う
	2 特定地域型保育事業者は、法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。		従う
心身の状況等の把握	第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。		参酌

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
特定教育・保育施設等との連携	<p>第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>一 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>二 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。</p> <p>三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記に掲げる連携協力を行う特定教育・保育施設を確保すること（居宅訪問型保育事業を除く） ・ 子どもの集団保育体験の機会 ・ 事業者に対する相談、助言、その他の保育内容に関する支援 ・ 代替保育の提供 ・ 3号認定子どもを、特定地域型保育の提供終了に際して、引き続き当該連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること 	従う
	<p>2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅訪問型保育事業において、必要に応じて障害児入所支援施設、その他市町村の指定する施設との連携を確保すること 	従う
	<p>3 事業所内保育事業を行う者であって、第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものについては、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内保育事業において、3号認定子どもの利用定員が20人以上のものについては、連携協力を求めることを要しない 	従う
	<p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定地域型保育提供の終了に際して、子どもに対し継続的な教育・保育を提供できるよう、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めること 	参酌
利用者負担額等の受領	<p>第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第五十条において準用する第十四条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第二十九条第三項第一号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定地域型保育事業の提供時は、保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（市町村が定める額）の支払を受けること ・ 法定代理受領を受けないときは、特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額の支払を受けること ・ 特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、それに要する費用と基準額との差額の支払を保護者から受けることができること（上乗せ徴収について） 	従う

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
	<p>4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。</p> <p>一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品</p> <p>二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>・その他（１）～（４）に掲げる費用の額を保護者から受けることができること（実費徴収について）</p>	従う
	<p>5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。</p>	<p>・実費徴収の支払を受けた際の領収証の交付</p>	従う
	<p>6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p>	<p>・上乘せ徴収及び実費徴収の支払を求める際は、事前に金銭の使途及び額、理由について書面による説明を行い、文書による同意を得ること。ただし、実費徴収については、文書によることを要しない</p>	従う
特定地域型保育の取扱方針	<p>第四十四条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>・保育内容について、厚生労働大臣が定める指針に準じ、各事業の特性に留意し、また、子どもの心身の状況に応じて、特定地域型保育の提供を行うこと</p>	従う
特定地域型保育に関する評価等	<p>第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。</p>		参酌
	<p>2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>		参酌
運営規程	<p>第四十六条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 提供する特定地域型保育の内容</p> <p>三 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>五 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>六 利用定員</p> <p>七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第三十九条第二項に規定する選考方法を含む。）</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項</p>		参酌
勤務体制の確保等	<p>第四十七条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。</p>		参酌
	<p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p>		参酌
	<p>3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>		参酌

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
定員の遵守	第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	◎利用定員の設定に当たっては、市町村事業計画の中で、定めることとなっており、各自自治体が地域の実情に応じて判断するとの考え	参酌
記録の整備	第四十九条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。 一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 二 次条において準用する第十二条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 三 次条において準用する第十九条に規定する市町村への通知に係る記録 四 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 五 次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		参酌
準用	第五十条 第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第十四条第一項中「施設型給付費（法第二十八条第一項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第三十条第一項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。	・特定教育・保育施設の規程を準用すること ・施設型給付費は、地域型保育給付費と読み替えるとする	準用先の類型に準ずる
第三節 特例地域型保育給付費に関する基準			
特別利用地域型保育の基準	第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第三十九条第二項及び第四十条第二項を除く。）の規定を適用する。	・1号認定の子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合、地域型保育事業の認可基準を遵守すること ・上記の場合、子どもの総数は利用定員の数を超えないこと	従う
特別利用地域型保育の基準	第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。	・2号認定の子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合、地域型保育事業の認可基準を遵守すること ・上記の場合、子どもの総数は利用定員の数を超えないこと	従う
特別利用地域型保育の基準	第五十三条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。	・特別利用地域型保育を提供する場合も原則として本章の規程を準用	従う

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
附 則			
施行期日	第一条 この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。		—
特定保育所に関する特例	<p>第二条 特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第十三条第一項中「（法第二十七条第三項第二号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。」とあるのは「定める額をいう。」）」と、同条第二項中「（法第二十七条第三項第一号に規定する額」とあるのは「（法附則第六条第三項の規定により読み替えられた法第二十八条第二項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第三項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定は適用しない。</p> <p>2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	従う	
施設型給付費等に関する経過措置	<p>第三条 特定教育・保育施設が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合には、当分の間、第十三条第一項中「法第二十七条第三項第二号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第二十七条第三項第一号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」及び同号ロに規定する市町村が定める額」と、「法第二十八条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）」及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合には、当分の間第四十三条第一項中「法第三十条第二項第二号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第二項中「法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。</p>	従う	
利用定員に関する経過措置	第四条 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。		従う
連携施設に関する経過措置	第五条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。		従う

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)の検討

☆：国基準と異なる部分

◎：国の考え方

・：内容や用語の説明

第3回荒川区子ども・子育て会議

区が定める基準の考え方：原則として国基準のとおりとする（国基準と異なる部分については、☆で表示（網掛けの部分））

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
第一章 総則			
趣旨	<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条及び第四十七条の規定による基準</p> <p>二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十条、第二十二号第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十五条（第三十条、第三十二条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条第一号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十三条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第四十五条並びに附則第二条から第五条までの規定による基準</p> <p>三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの</p>	<p>☆国基準第一条第1項は、基準の類型（従うべき基準・参酌すべき基準）を示すものであるため、条例では不要となる。従って、第1項の第1号から第3号までは削除する。</p>	—
	<p>2 設備運営基準は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	<p>☆国基準第一条第2項・第3項は、省令固有の内容であるため、条例では不要となる。</p>	—
	<p>3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>		—
定義			

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
最低基準の目的	第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。		—
最低基準の向上	第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	☆意見を聴く対象は、荒川区に児童福祉審議会が設置されていないため、保護者等とする。	—
最低基準の向上	第四条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。		—
家庭的保育事業者等の一般原則	第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。		参酌
保育所等との連携	第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。		参酌

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
	<p>一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第四十一条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>		従う
家庭的保育事業者等と非常災害	<p>第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p>		参酌
	<p>2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。</p>		参酌
家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	<p>第八条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p>		参酌
家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	<p>第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{カン}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p>		参酌
	<p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>		参酌
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	<p>第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p>		参酌 （ただし書中の保育に直接従事する職員に係る部分は、従う）
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	<p>第十一条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</p>		従う
虐待等の禁止	<p>第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>		従う
懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>第十三条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>		従う

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
衛生管理等	<p>第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>		参酌
食事	<p>第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p> <p>3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>		従う
食事の提供の特例	<p>第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。</p> <p>四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p>		従う

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
	<p>一 連携施設</p> <p>二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>三 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）</p>		従う
利用乳幼児及び職員の健康診断	<p>第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>		参酌
	<p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>		参酌
	<p>3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p>		参酌
	<p>4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>		参酌
家庭的保育事業所等内部の規程	<p>第十八条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 提供する保育の内容</p> <p>三 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>八 緊急時等における対応方法</p> <p>九 非常災害対策</p> <p>十 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p>		参酌
家庭的保育事業所等に備える帳簿	<p>第十九条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。</p>		参酌
秘密保持等	<p>第二十条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p>		従う
	<p>2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p>		従う

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
苦情への対応	第二十一条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。		参酌
	2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		参酌

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
第二章 家庭的保育事業			
設備の基準	<p>第二十二条 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <p>一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。</p> <p>二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。</p> <p>三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。</p> <p>六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。</p> <p>七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。</p>	<p>・家庭的保育事業（定員5人以下）は、家庭的保育者の居宅等において保育を行う事業。保育従事者は、家庭的保育者・家庭的保育補助者（研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識・経験を有すると区長が認める者）となる。</p>	<p>参酌 （第4号中調理設備に係る部分は、従う）</p>
職員	<p>第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>一 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p>		従う
	<p>2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者</p>		従う
	<p>3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。</p>		従う
保育時間	<p>第二十四条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。</p>		参酌
保育の内容	<p>第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>		従う
保護者との連絡	<p>第二十六条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。</p>		参酌

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型																		
第三章 小規模保育事業																					
第一節 通則																					
小規模保育事業の区分	第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	・小規模保育事業（定員6人以上19人以下）は、多様なスペースを活用して質の確保された保育を提供する事業。	従う																		
第二節 小規模保育事業A型																					
設備の基準	<p>第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>	<p>・小規模保育事業A型は分園型。保育従事者は保育所と同様保育士のみとなる。</p>	<p>参酌 (第1号・第4号中調理設備に係る部分は、従う)</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">二階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 待避上有効なバルコニー</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">三階</td> <td rowspan="2">常用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階		区分	施設又は設備	二階	常用	1 屋内階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 待避上有効なバルコニー	三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備		
階	区分	施設又は設備																			
二階	常用	1 屋内階段																			
		2 屋外階段																			
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																			
		2 待避上有効なバルコニー																			
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																			
		2 屋外階段																			
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																			
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備																			
		3 屋外階段																			

項目	国基準		区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
	四階以上の階	<p>常用</p> <p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p> <p>避難用</p> <p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>		
	<p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>			
職員	<p>第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>			従う
	<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p>			従う

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
	三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人		
	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。		従う
準用	第三十条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。		準用先の類型に準ずる
第三節 小規模保育事業B型			
職員	第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）を、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。	・小規模保育事業B型（中間型）は、A型（分園型）とC型（グループ型）の中間的な位置付けとなる。国基準では、保育従事者のうち半数以上を保育士とするとしている。	従う
	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人	☆認証保育所と同水準とするため保育士割合を6割以上とする。	従う
	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。		従う
準用	第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第三十二条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。		準用先の類型に準ずる
第四節 小規模保育事業C型			
設備の基準	第三十三条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。	・小規模保育事業C型（グループ型）は、家庭的保育者がグループとなって6～10人の乳幼児を保育する事業である。家庭的保育者1人につき乳幼児3人まで（家庭的保育補助者を付ける場合は5人まで）。	参酌 （第1号・第4号中調理設備に係る部分は、従

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
	<p>五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十八条第七号に掲げる要件に該当するものであること。</p>		う)
職員	<p>第三十四条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。</p>		従う
	<p>2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。</p>		従う
利用定員	<p>第三十五 小規模保育事業所C型は、法第六条の第三十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。</p>		従う
準用	<p>第三十六 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第三十六条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。</p>		準用先の類型に準ずる

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
第四章 居宅訪問型保育事業			
居宅訪問型保育事業	<p>第三十七 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>四 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>五 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>	<p>・居宅訪問型保育事業は、障害等により集団保育が著しく困難である場合や、母子家庭等で夜間・深夜に保育が必要となる場合等に、家庭的保育者1人が保育を必要とする子どもの居宅において、乳幼児1人を保育する事業である。</p>	従う
設備及び備品	<p>第三十八 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>		参酌
職員	<p>第三十九 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。</p>		従う
居宅訪問型保育連携施設	<p>第四十 居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。</p>		従う
準用	<p>第四十一 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。</p>		準用先の類型に準ずる

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型																										
第五章 事業所内保育事業																													
利用定員の設定	<p>第四十二 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="282 347 1496 788"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>一人以上五人以下</td><td>一人</td></tr> <tr><td>六人以上七人以下</td><td>二人</td></tr> <tr><td>八人以上十人以下</td><td>三人</td></tr> <tr><td>十一人以上十五人以下</td><td>四人</td></tr> <tr><td>十六人以上二十人以下</td><td>五人</td></tr> <tr><td>二十一人以上二十五人以下</td><td>六人</td></tr> <tr><td>二十六人以上三十人以下</td><td>七人</td></tr> <tr><td>三十一人以上四十人以下</td><td>十人</td></tr> <tr><td>四十一人以上五十人以下</td><td>十二人</td></tr> <tr><td>五十一人以上六十人以下</td><td>十五人</td></tr> <tr><td>六十一人以上七十人以下</td><td>二十人</td></tr> <tr><td>七十一人以上</td><td>二十人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	一人以上五人以下	一人	六人以上七人以下	二人	八人以上十人以下	三人	十一人以上十五人以下	四人	十六人以上二十人以下	五人	二十一人以上二十五人以下	六人	二十六人以上三十人以下	七人	三十一人以上四十人以下	十人	四十一人以上五十人以下	十二人	五十一人以上六十人以下	十五人	六十一人以上七十人以下	二十人	七十一人以上	二十人	<p>・事業所内保育事業は、従業員の子どものほか、利用定員数に応じて、地域において保育を必要とする子どもについても保育を行う事業である。利用定員が20人以上の場合を「保育所型事業所内保育事業」、19人以下の場合を「小規模型事業所内保育事業」としている。</p>	参酌
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																												
一人以上五人以下	一人																												
六人以上七人以下	二人																												
八人以上十人以下	三人																												
十一人以上十五人以下	四人																												
十六人以上二十人以下	五人																												
二十一人以上二十五人以下	六人																												
二十六人以上三十人以下	七人																												
三十一人以上四十人以下	十人																												
四十一人以上五十人以下	十二人																												
五十一人以上六十人以下	十五人																												
六十一人以上七十人以下	二十人																												
七十一人以上	二十人																												
設備の基準	<p>第四十三条 事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。</p> <p>二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。</p> <p>三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>五 満二歳以上の幼児（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。</p> <p>六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>		参酌 (第1号・第5号中調理室に係る部分は、従う)																										

項目	国基準			区が定める基準の考え方及び説明	基準類型							
	階	区分	施設又は設備									
	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段									
		避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段									
		三階	常用							1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段		
			避難用							1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		
	四階以上の階		常用			1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段						
			避難用			1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段						
		ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。										
		ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。										
	(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。											

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
	<p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>		
職員	<p>第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>		従う
	<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所につき二人を下回ることはできない。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p>		従う
	<p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>		従う
連携施設に関する特例	<p>第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>		従う
準用	<p>第四十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第四十六条において準用する次条及び第二十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。</p>		準用先の類型に準ずる
職員	<p>第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p>		従う
	<p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p>	<p>☆認証保育所と同水準とするため保育士割合を6割以上とする。</p>	従う

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び説明	基準類型
	四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。		従う
準用	第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条柱書き中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）」と、同条第四号中「（法第六条の三第十項第二号）」とあるのは「法第六条の三第十二項第二号」と、「次号」とあるのは「第四十八条において準用する第二十八条第五号」とする。		準用先の類型に準ずる
附 則			
施行期日	第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。		—
食事の提供の経過措置	第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二條第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第二十八条第一号（調理設備に係る部分に限る。）、（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十一条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十三条第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第四十三條第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第四十四条第一項（調理員に係る部分に限る。）並びに第四十七条第一項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。		従う
連携施設に関する経過措置	第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。		従う
小規模保育事業B型に関する経過措置	第四条 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。		従う
利用定員に関する経過措置	第五条 小規模保育事業C型にあつては、第三十五条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。		従う

学童クラブに関する主な変更内容等について

1 学童クラブ事業

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童等に対し、放課後等に適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る事業である。

* 荒川区では、25施設で1,237名の児童を受け入れ（26年4月現在）

2 新制度による主な変更事項

* 国資料より抜粋

	【現行】	【新制度施行後】
対象児童	おおむね10歳未満の留守家庭の小学生 (国：児童福祉法で規定) (区：条例で規定)	留守家庭の小学生 (国：児童福祉法の改正) (区：条例の改正)
設備・運営基準	特段の定めなし	基準を制定 (国：省令を新たに制定) (区：条例を新たに制定)

3 新基準の概要

* 国資料より抜粋

項目	内容
①支援の目的	支援は留守家庭児童につき、家庭、地域等と連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、児童の自主性、社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって児童の健全な育成を図ることを目的とする。(第5条関係)
②設備	遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた専用区画を設置し、区画の面積は、児童一人につき、おおむね1.65㎡とする。(第9条関係)
③職員の員数及び資格要件 【従うべき基準】	放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置する（うち1人を除き、補助員の代替可）。また、放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士等であって、都道府県知事が行う研修を修了したものとする。(第10条関係)
④児童の集団の規模	一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下とする。(第10条関係)
⑤開所時間及び日数	開所時間は、学校休業日は1日8時間以上、それ以外の平日は1日3時間以上を原則とする。開所日数は、原則として年間250日以上とする。(第18条関係)
⑥その他	その他の基準として、非常災害対策（第6条関係）虐待等の禁止（第12条関係）秘密の保持（第16条関係）、保護者との連絡（第19条関係）、関係機関との連携（第20条関係）、事故発生時の対応（第21条関係）に関すること等を定める。

4 荒川区で実施する他の児童関連事業

(1) 放課後子どもプラン事業（にこにこすくーる）

小学校の施設を活用し、全児童の放課後の安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参加・協力を得て、遊びや体験、スポーツ等の活動を行う事業であり、「にこにこすくーる」という名称で各小学校において事業展開をしている。

対象児童は、学童クラブと異なり、保護者の就労等に関係なく、にこにこすくーる事業を実施している小学校に通学している児童（登録制）が対象である。

* 荒川区では、14校で3,197名の児童が登録（26年4月現在）

(2) 児童館事業（ふれあい館、ひろば館）

子どもたちが自由に来館し、遊ぶことができる施設として、「ひろば館」及び「ふれあい館」を設置し、体育室や図工室等の部屋を備え、児童の健全育成を支援する児童館事業を実施している。

一部のひろば館・ふれあい館では、夏休み等の学校休業日に、保護者の就労等により家庭で一人で昼食をとる児童等を対象に、「ランチタイム」を実施している館もあり、弁当を持参して利用すれば、一日過ごすこともできる。

* 荒川区では、全16館（ふれあい館13館、ひろば館3館）で児童館事業を実施（26年4月現在）

学童クラブの設備及び運営に関する基準(案)の検討

区が定める基準の考え方：原則として国基準のとおりとする（国基準と異なる部分については、☆で表示（網掛けの部分））

☆：国基準と異なる部分

◎：国の考え方

・：内容や用語の説明

平成26年6月24日

第3回荒川区子ども・子育て会議

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び内容の説明	基準類型
趣旨	<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条（第四項を除く。）及び附則第二条の規定による基準</p> <p>二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの</p>	<p>☆区条例では、条例の趣旨のみ表記する。（「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分は、「区が条例を定めるにあたっての基準」として省令で示したものであるため、区条例には示さない。）</p>	—
	<p>2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	<p>☆「放課後児童健全育成事業」を「学童クラブ」と表記する。（既存の条例「荒川区の学童クラブの運営に関する条例」で使用してきた事業名称に合わせる。）</p>	—
	<p>3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>		—
最低基準の目的	<p>第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	<p>・利用者の健全な育成の保障を規定</p>	—
最低基準の向上	<p>第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>	<p>☆意見を聞く対象は、荒川区に児童福祉審議会の設置がないため、保護者等とする。</p>	—
	<p>2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>		—
最低基準と放課後児童健全育成事業者	<p>第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。</p>	<p>・最低基準の向上を規定</p>	—
	<p>2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。</p>		—

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び内容の説明	基準類型
放課後児童健全育成事業の一般原則	第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。	・放課後児童健全育成事業の目的と一般原則を規定	参酌
	2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	・人権への配慮を規定	参酌
	3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	・地域社会との交流について規定	参酌
	4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	・事業者の自己評価の実施を規定	参酌
	5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	・実施場所での利用者に対する危害防止を規定	参酌
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	・消火用具の配備と非常設備の設置、災害計画の策定と訓練の実施を規定	参酌
	2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	・定期的な避難訓練及び消火訓練の実施を規定	参酌
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	・支援に当たる職員の資質を規定	参酌
放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽 ^{カン} に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	・職員の自己研鑽（さん）及び知識・技能等の向上を規定	参酌
	2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	・研修の機会の確保を規定	参酌
設備の基準	第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	・専用区画の設置、必要な設備・備品等の配備を規定	参酌
	2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。	・1人あたりの専用区画の面積（おおむね1.65㎡）を規定	参酌
	3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	・開所時間内の専用区画の在り方を規定	参酌
	4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	・衛生及び安全の確保を規定	参酌

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び内容の説明	基準類型
職員	<p>第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p>	<p>・事業所ごとの放課後児童支援員の配置を規定</p>	従う
	<p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。</p>	<p>・必要な放課後児童支援員の数（支援の単位ごとに2人以上）を規定</p>	従う
	<p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>一 保育士の資格を有する者</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p> <p>四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>九 高等学校卒業業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの</p>	<p>・放課後児童支援員の資格要件（保育士、社会福祉士等）を規定</p>	従う
	<p>4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。</p>	<p>・児童の集団の規模（おおむね40人以下）を規定</p>	参酌
	<p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>・放課後児童支援員の専任について規定</p>	従う

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び内容の説明	基準類型
利用者を平等に取り扱う原則	第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	・差別の排除を規定	参酌
虐待等の禁止	第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	・職員による虐待の防止を規定	参酌
衛生管理等	第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	・衛生管理と必要な措置を規定	参酌
	2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	・感染症や食中毒の予防を規定	参酌
	3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	・必要な医薬品の配備と適正な管理を規定	参酌
運営規程	第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務の内容 三 開所している日及び時間 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 五 利用定員 六 通常の事業の実施地域 七 事業の利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他事業の運営に関する重要事項	・重要事項に関する運営規定の整備について規定	参酌
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	・帳簿の整備を規定	参酌
秘密保持等	第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	・秘密保持を規定	参酌
	2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	・知りえた秘密の漏えいを防ぐための措置について規定	参酌
苦情への対応	第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	・苦情に対応するための措置について規定	参酌
	2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	・区の指導助言に従っての必要な改善について規定	参酌
	3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	・社会福祉法に基づく運営適正化委員会の調査への協力を規定	参酌

項目	国基準	区が定める基準の考え方及び内容の説明	基準類型
開所時間及び日数	第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間	・開所時間の原則（学校休業日は8時間以上、それ以外は3時間以上）を規定	参酌
	2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	・開所日数の原則（250日以上）を規定	参酌
保護者との連絡	第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。	・保護者との密接な連絡について規定	参酌
関係機関との連携	第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。	・関係機関との密接な連携について規定	参酌
事故発生時の対応	第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	・事故発生時の連絡と必要な措置を規定	参酌
	2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	・賠償すべき事故が発生した場合の措置を規定	参酌
附 則			
施行期日	第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。		—
職員の経過措置	第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。		従う

公定価格の仮単価について

平成26年6月4日

1. 子ども・子育て支援新制度の施行について

- 子ども・子育て支援新制度については、子ども・子育て支援法の附則において、「消費税率が10%に引き上げられる日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行する」とされている。
- 子ども・子育てをめぐっては、教育・保育の質の維持・向上や深刻な待機児童問題をはじめ、様々な課題を抱えており、その解決が急務であることから、新制度のできるだけ早い施行が望まれている。
- このため、政府としては、これまで子ども・子育て支援法の想定する最も早い施行日である平成27年4月の施行を想定して、地方自治体や事業者等の関係者ととも、準備を進めてきた。
- 今般、公定価格の仮単価の提示や、各自治体において基準の条例案の上程を開始する6月議会を迎えるに当たり、関係者に安心して施行準備を進めていただくため、予定どおり27年4月に施行する方針の下、取り組むこととした。
- なお、消費税率10%への引上げの取扱いについては、最終的には経済状況等を総合的に勘案して適切に判断することとしており、この方針に変わりはない。

2. 公定価格の仮単価の位置付けについて

- 公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、各年度の予算において確定するものである。
しかしながら、1. のとおり、地方自治体・事業者等の関係者が安心して準備を進め、新制度を円滑に実施するためには、12月の予算編成を待たず、できる限り早期に、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たっての判断材料となる情報を提供することが必要であり、このため、今般、公定価格の仮単価を提示するものである。
- その上で、この公定価格の仮単価は、税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であることを踏まえ、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成した（資料1-2）。
- 一方で、平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てられる額は、各年度の予算編成を経て確定するものであることから、平成27・28年度の単価は、それぞれ平成27・28年度の予算編成時に確定することとなる。（この場合、平成27・28年度の公定価格は、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映する前の水準と、今般お示しする仮単価の水準の間の水準となることが想定される。）
- また、新制度の国会審議を通じて、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、政府においては、その確保に最大限努力することとしている。
0.7兆円との差の0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程でその確保に取り組むものであり、0.3兆円超の財源の確保がなされた場合には、更なる充実に図られることとなる。
- 今般、公定価格の仮単価をお示しすることにより、地方自治体、事業者等の関係者に新制度の準備を更に進めていただくこととし、今後準備を進めていく過程でいただく御意見等については、平成27年度予算の編成過程においてそれらを踏まえて調整を図り、平成27年度の公定価格を確定させていくこととしたい。

3. 公定価格の仮単価

(1) 公定価格の仮単価

今般提示する公定価格の仮単価は、「資料1-2 公定価格仮単価表」であり、3月末に提示した公定価格の骨格で示した地域区分別（7区分）、利用定員別（17区分等）、認定区分別、年齢別、保育必要量別等に応じた「基本額」及び「各種加算額」の金額を具体的に記載したものである。

(2) 施設・事業に適用される仮単価の例示

この仮単価表に基づき、1つの施設・事業に着目して、当該施設・事業に適用される仮単価の全体像を例示した（次頁～13頁）。例示に当たっての前提条件は、次のとおりである。

〔施設・事業ごとの公定価格仮単価の例示に係る前提条件〕

- ・地域区分：その他の地域（人件費の地域差を反映した加算がない地域）
- ・定員区分：施設型給付については幼稚園・保育所・認定こども園の平均的な規模に該当する定員区分（下枠参照）

【定員区分】

- ・幼稚園：「151人～180人」（私立幼稚園の平均的な規模）
- ・保育所：「81人～90人」（保育所の平均的な規模）
- ・認定こども園：教育標準時間認定（1号）部分は「106～120人」、保育認定（2号・3号）部分は「51人～60人」（施設全体を180人程度（認定こども園の平均的な規模）とした上で、利用実態に応じて1号と2・3号を振り分け）

地域型保育給付については各事業の平均的（中間的）な規模又は一般的に想定される規模に該当する定員区分（下枠参照）

【定員区分】

- ・家庭的保育・居宅訪問型保育：定員区分なし
- ・小規模保育：「6人～12人」（6～19人の中間的な規模：12人が該当）
- ・事業所内保育：「6人～12人」（6～19人の中間的な規模：12人が該当）

※ 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は個々の施設等で異なるものであり、次頁から13頁に示したものは上記の前提による例示である。

【保育所（保育認定（2号・3号））[90人]】

赤字：質改善事項

基本部分（※1）					加算部分1（続き）								
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分（5）		処遇改善等加算		所長設置 加算 ⑧	処遇改善等 加算	3歳児配 置改善加 算 ⑨			
				保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定						
				基本分単価 ⑥ 〔注〕	基本分単価 ⑥ 〔注〕	〔注〕	〔注〕						
その他 地域	81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児	36,730 ¹ (42,890)	32,000 ¹ (38,160)	290 ¹ (350) ¹ × 加算率	250 ¹ (310) ¹ × 加算率	4,780	40 × 加算率	〔注〕(6,160)	(60 × 加算率)		
			3歳児	42,890 ¹ (89,230)	38,160 ¹ (84,500)	350 ¹ (780) × 加算率	310 ¹ (740) × 加算率			6,160	60 × 加算率		
		3号	1、2歳児	89,230 ¹ (150,820)	84,500 ¹ (146,090)	780 ¹ (1,390) × 加算率	740 ¹ (1,350) × 加算率						
			乳児	150,820	146,090	1,390 × 加算率	1,350 × 加算率						

加算部分1（続き）					調整部分		
休日保育加算 ⑩	処遇改善等加算	夜間保育加算 〔注〕 ^⑪	減価償却費加算 ⑫	賃借料加算 ⑬	分園の場合 ⑭	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑮	定員を恒常的に超過する場合 ⑯
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	各月初日の利用子ども数 + 10,980 ¹ (9,340) + 9,340	A地域 2,300 B地域 2,200 C地域 2,100 D地域 2,000 ※標準地域単価	a地域 2,300 b地域 2,200 c地域 2,100 d地域 2,000 ※標準地域単価	(⑥+⑦+⑧) × 10/100	(⑥+⑦+⑨+⑪) × 9/100	(⑥~⑯) × 91/100

加算部分2	主任保育士専任加算（※2） ^⑰	基本額 (248,150 +)	処遇改善等加算 2,480 × 加算率)	※各月初日の利用子どもの単価に加算		
	療育支援加算 ^⑱	A	基本額 (49,870 +)	処遇改善等加算 490 × 加算率)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設	
		B	基本額 (33,250 +)	処遇改善等加算 330 × 加算率)		
	事務職員雇上費加算 ^⑲	基本額 (46,100 +)	処遇改善等加算 460 × 加算率)	※各月初日の利用子どもの単価に加算		
	冷暖房費加算 ^⑳	1級地	1,650	4級地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
		2級地	1,480	その他地域	110	
		3級地	1,460			
	除雪費加算 ^㉑		5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	降灰除去費加算 ^㉒		146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	入所児童処遇特別加算 ^㉓	400時間以上 800時間未満	456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※加算額は、高齢者等者の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算	
800時間以上 1200時間未満		760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数				
1200時間以上		1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数				
施設機能強化推進費加算 ^㉔	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算			
小学校接続加算 ^㉕	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算			
栄養管理加算 ^㉖	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算			
第三者評価受審加算 ^㉗	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算			

〔注〕年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
 (※1) 質の改善事項における研修代替要員費（非常勤年2日分）を含む。
 (※2) 質の改善事項における子育て支援活動費を含む。

【認定こども園（教育標準時間認定（1号））（120人）】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）										
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 （※1） ⑤（注1）	処遇改善等加算 〔注1〕 ⑥	副園長・ 教頭設置 加算 ⑦	処遇改善 等加算 ⑧	学級編制 調整加配 加算 ⑨	処遇改善 等加算 ⑩	3歳児配置 改善加算 ⑪	処遇改善等 加算 ⑫	満3歳児対応教 諭配置加算（3歳 児配置改善加算 無し） ⑬	処遇改善等 加算 ⑭	満3歳児対応教 諭配置加算（3歳 児配置改善加算 有り） ⑮	処遇改善等 加算 ⑯
その他 地域	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	22,020+ (28,230)	200 (260)×加算率	830	8×加算率	3,100	30 ×加算率	6,210 + 6,210	(6,210) + (60×加算率) + (60×加算率)	43,500	430×加算率	37,290	370×加算率

加算部分1（続き）					調整部分					
チーム 保育加配加 算 （注2） ⑩	処遇改善等 加算 ⑪	通園送迎 加算 ⑫	処遇改善等 加算 ⑬	給食実施加算 ⑭	処遇改善等加算 ⑮	外部監査費加算 ⑯	主幹教諭等の専任 化により子育て支 援の取組みを実施 していない場合 ⑰	年齢別配置基準 を下回る場合 ⑱	職員配置基準上 求められる職員 資格を有しない 場合 ⑲	定員を恒常的に 超過する場合 ⑳
+ 3,100	+ 30 ×加算率	+ 650	+ 6×加算率	+ 230×週当たり 実施日数	+ 2×週当たり 実施日数×加算率	+ 3,110 ※3月分の単価に 加算	- (930 +9×加算率)	- (3,100 +30×加算率) ×人数	- (2,110 +20×加算率) ×人数	((⑮~⑲) ×94/100)

加算部分2	療育支援加算(※2)	⑲	A (基本額 18,280 + 処遇改善等加算 180×加算率) ÷各月初日の利用子ども数 B (基本額 12,190 + 処遇改善等加算 120×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童重受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	事務職員雇上費加算	⑳	(基本額 78,020 + 処遇改善等加算 780×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※認定こども園全体（1号～3号）の利用定員が9人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
	冷暖房費加算	㉑	1級地 1,650 4級地 1,150 2級地 1,480 その他地域 110 3級地 1,460	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	学校関係者評価加算(※2)	㉒	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	除雪費加算	㉓	5,950	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算(※2)	㉔	73,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算(※2)	㉕	75,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	小学校接続加算(※2)	㉖	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算(※2)	㉗	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注1) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
 (注2) チーム保育教諭等が1人の場合の加算額（利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人を上限として加算）
 (※1) 質の改善事項における事務負担への対応（非営働週2日分）、主幹教諭専任加算及び子育て支援活動費を含む
 (※2) 1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（⑱外部監査費加算については、認定こども園全体（1号～3号）の利用定員の規模に応じた費用）は1号と2・3号で等分して計上

【認定こども園（保育認定（2号・3号））〔60人〕】

赤字：質改善事項

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本部分（※）		加算部分1（続く）		3歳児配置改善加算		休日保育加算		各月初日の利用子ども数
				保育必要量区分 ⑤		処遇改善等加算		処遇改善等加算 ⑧	休日保育加算 ⑨	処遇改善等加算		
				保育標準時間認定 基本分単価；（注1） ⑥	保育短時間認定 基本分単価；（注1） ⑥	保育標準時間認定 〔注1〕 ⑦	保育短時間認定 〔注1〕 ⑦					
その他地域	51人から60人まで	2号	4歳以上児	54,810 (60,970)	47,730 (53,890)	480 (540) × 加算率	400 (460) × 加算率	〔注〕(6,160) (60 × 加算率)	6,160 (60 × 加算率)	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	+
			3歳児	60,970 (107,310)	53,890 (100,230)	540 (970) × 加算率	460 (890) × 加算率					
		3号	1、2歳児	107,310 (168,900)	100,230 (161,820)	970 (1,580) × 加算率	890 (1,500) × 加算率					
			乳児	168,900	161,820	1,580 × 加算率	1,500 × 加算率					

加算部分1（続き）				調整部分							
夜間保育加算 〔注〕 ⑩	処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑪	賃借料加算 ⑫	外部監査費加算 ⑬	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 ⑭	分園の場合 ⑮	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑯	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合 ⑰	年齢別配置基準を下回る場合 ⑱	配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ⑲	定員を恒常的に超過する場合 ⑳
13,200 (11,560)	60 × 加算率	A地域 2,700 B地域 2,600 C地域 2,400 D地域 2,300 ※標準地域単価	a地域 2,700 b地域 2,600 c地域 2,400 d地域 2,300 ※標準地域単価	認定こども園全体の利用定員151人~180人 3,110 ※3月分の単価に加算	(3,570 + 30 × 加算率)	(⑥+⑦) × 10/100	(⑥+⑦ + ⑧+⑩) × 7/100	2,050 + 20 × 加算率	(6,160 + 60 × 加算率) × 人数	(3,470 + 30 × 加算率) × 人数	(⑥~⑱) × 90/100

加算部分2	療育支援加算〔注2〕 ㉑	A (基本額 24,930 + 処遇改善等加算 240 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数 B (基本額 16,620 + 処遇改善等加算 160 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	冷暖房費加算 ㉒	1級地 1,650 4級地 1,150 2級地 1,480 その他地域 110 3級地 1,460	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	学校関係者評価加算〔注2〕 ㉓	29,710 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	除雪費加算 ㉔	5,950	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降除灰去費加算〔注2〕 ㉕	73,430 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	入所児童処遇特別加算 ㉖	400時間以上 800時間未満 456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 800時間以上 1200時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 1200時間以上 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算〔注2〕 ㉗	75,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	小学校接続加算〔注2〕 ㉘	48,420 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算 ㉙	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算〔注2〕 ㉚	75,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整（④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整）
 （注2）1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定（1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額（⑬外部監査加算については、認定こども園全体（1号~3号）の利用定員の規模に応じた費用）を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整）
 （※）質の改善事項における研修代替要員費（非常勤2日分）及び子育て支援活動費を含む。

【家庭的保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）					
地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算 ⑤	資格保有者加算 ⑥	処遇改善等加算 ⑥	家庭的保育補助者加算 ⑦	処遇改善等加算 ⑦	家庭的保育支援加算 ⑧
その他地域	3号	保育標準時間認定	149,920	$1,410 \times \text{加算率}$	4,460	$40 \times \text{加算率}$	利用子どもが4人以上の場合 28,270	利用子どもが4人以上の場合 $280 \times \text{加算率}$	43,070
		保育短時間認定					3人以下の場合 24,070	3人以下の場合 $240 \times \text{加算率}$	37,520

加算部分1（続き）			調整部分		
障害児保育加算 ⑨	減価償却費加算 ⑩	賃借料加算 ⑪	連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に行わない場合 ⑭
$35,340 + 350 \times \text{加算率}$	A地域 8,200 B地域 7,800 C地域 7,400 D地域 7,000 ※標準地域単価	a地域 9,500 b地域 9,000 c地域 8,600 d地域 8,100 ※標準地域単価	6,170	$(④+⑤+⑧) \times 21/100$	5,010
				$(④+⑤+⑧) \times 22/100$	4,080

※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算

加算部分2	冷暖房費加算	⑮	1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,460	4級地 1,150 その他地域 110	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算	⑯	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算	⑰	$146,850 \div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算	⑱	$150,000$ （限度額） $\div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算	⑲	$120,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算	⑳	$150,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

【小規模保育事業A型（保育認定（3号））〔12人〕】

赤字：質改善事項

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本部分		加算部分1（続く）			
				保育必要量区分 ⑤		処遇改善等加算		管理者 設置加算 ⑧	処遇改善等 加算
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥ (注)	保育短時間認定 基本分単価 ⑥ (注)	保育標準時間認定 ⑦ (注)	保育短時間認定 ⑦ (注)		
その他 地域	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	145,750 (207,450)	141,120 (202,820)	1,350 (1,960) × 加算率	1,310 (1,920) × 加算率	30,130	300 × 加算率
			乳児	207,450	202,820	1,960 × 加算率	1,920 × 加算率		

加算部分1（続き）				調整部分							
障害児保育加算 ⑩ (注)	処遇改善等加算 (注)	休日保育加算 ⑪	処遇改善等加算	夜間保育 加算 ⑫	処遇改善等 加算	減価償却費加算 ⑬	賃借料加算 ⑭	連携施設 を設定し ない場合 ⑮	食事の提供について 自園調理又は連携施設等からの搬入以外 の方法による場合 ⑯	常態的に土 曜日閉所 する場合 ⑰	定員を恒常 的に超過す る場合 ⑱
+ 123,410 (61,700)	+ 1,230 (610) × 加算率	休日保育の年間 延べ利用子ども 数 ~209人 216,500	休日保育の年間 延べ利用子ども 数 ~209人 2,160 × 加算率	各月初 日の利 用子ど も数	+ 38,170 + 330 × 加算率	A地域 2,700 B地域 2,600 C地域 2,400 D地域 2,300 ※標準地域単価	a地域 3,800 b地域 3,600 c地域 3,400 d地域 3,200 ※標準地域単価	2,050	(⑥+⑦+⑫) × 12/100	(⑥+⑦) + ⑩+⑫ × 9/100	(⑥~⑱) × 82/100
+ 61,700	+ 610 × 加算率	※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算									

加算部分2	冷暖房費加算 ⑰	1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,460	4級地 1,150 その他地域 110	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算 ⑳	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 ㉑	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算 ㉒	150,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算 ㉓	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算 ㉔	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

【小規模保育事業B型（保育認定（3号））〔12人〕】

赤字：算改善事項

基本部分					加算部分1（続く）						
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		処遇改善等加算		管理者設置加算 ⑧	処遇改善等加算	保育士比率向上加算	
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥ (注)	保育短時間認定 基本分単価 ⑥ (注)	保育標準時間認定 ⑦ (注)	保育短時間認定 ⑦ (注)			⑨ (注)	⑩ (注)
その他地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	119,730 (164,090)	115,100 (159,460)	$1,090 (1,530) \times \text{加算率}$	$1,050 (1,490) \times \text{加算率}$	30,130	$300 \times \text{加算率}$	$13,010 (21,680)$	$130 (220) \times \text{加算率}$
			乳児	164,090	159,460	$1,530 \times \text{加算率}$	$1,490 \times \text{加算率}$				$21,680$

加算部分1（続き）				調整部分							
障害児保育加算 ⑩ (注)	処遇改善等加算 (注)	休日保育加算 ⑪	処遇改善等加算	夜間保育加算 ⑫	処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑬	賃借料加算 ⑭	連携施設を設定しない場合 ⑮	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑯	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑰	定員を恒常的に超過する場合 ⑱
$88,720 (44,360)$	$880 (440) \times \text{加算率}$	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 172,830	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 $1,720 \times \text{加算率}$	各月初日の利用子ども数 38,170	$330 \times \text{加算率}$	A地域 2,700 B地域 2,600 C地域 2,400 D地域 2,300 ※標準地域単価	a地域 3,800 b地域 3,600 c地域 3,400 d地域 3,200 ※標準地域単価	2,050	$(6+7+12) \times 14/100$	$(6+7+10+12) \times 11/100$	$(6\sim17) \times 81/100$
$44,360$	$440 \times \text{加算率}$										

※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算

加算部分2	冷暖房費加算 ⑲	1級地 1,650 2級地 1,480 3級地 1,460	4級地 1,150 その他地域 110	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域
	除雪費加算 ⑳	5,950		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 ㉑	$146,850 \div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算 ㉒	$150,000$ (限度額) $\div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算 ㉓	$120,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算 ㉔	$150,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

【小規模保育事業C型（保育認定（3号））〔10人〕】

赤字：質改善事項

基本部分					加算部分1（続く）					
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	保育必要量区分 ④		処遇改善等加算		管理者設置加算 ⑦	資格保有者加算 ⑧	処遇改善等加算	
			保育標準時間認定 基本分単価 ⑤	保育短時間認定 基本分単価 ⑤	保育標準時間認定 ⑥	保育短時間認定 ⑥				
その他地域	6人から10人まで	3号	141,120	135,570	$1,310 \times \text{加算率}$	$1,250 \times \text{加算率}$	36,150	360 \times 加算率	1人 1,780 2人 3,560	1人 $10 \times \text{加算率}$ 2人 $20 \times \text{加算率}$

加算部分1（続き）			調整部分				
障害児保育加算 ⑨	処遇改善等加算	減価償却費加算 ⑩	賃借料加算 ⑪	連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑭	定員を恒常的に超過する場合 ⑮
$35,230$	$350 \times \text{加算率}$	A地域 3,300 B地域 3,100 C地域 2,900 D地域 2,800 ※標準地域単価	a地域 4,500 b地域 4,300 c地域 4,100 d地域 3,900 ※標準地域単価	2,460	$(\text{⑤} + \text{⑥}) \times 10 / 100$	$(\text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑨}) \times 11 / 100$	$(\text{⑤} \sim \text{⑭}) \times 90 / 100$

※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算

冷暖房費加算 ⑰	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他 地域：1 級地から4 級地以外の地域
	2 級 地	1,480	その他 地域	110	
	3 級 地	1,460			

加算部分2

除雪費加算 ⑳	5,950	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ㉑	$146,850 \div 3$ 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算 ㉒	$150,000$ （限度額） $\div 3$ 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算 ㉓	$120,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ㉔	$150,000 \div 3$ 月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

【事業所内保育事業（保育認定（3号））[小規模保育事業B型の基準が適用される事業所] [12人]】

赤字：質改善事項

基本部分						加算部分1（続く）						
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		従業員枠の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算		管理者設置加算 ⑨	処遇改善等加算	保育士比率向上加算	
				保育標準時間認定 基本分単価 (注) ⑥	保育短時間認定 基本分単価 (注) ⑥		保育標準時間認定 ⑧ (注)	保育短時間認定 ⑧ (注)			保育士比率向上加算 ⑩ (注)	処遇改善等加算 (注)
その他地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児	119,730 (164,090)	115,100 (159,460)	⑥×84/100	+ 1,090 (1,530) ×加算率	+ 1,050 (1,490) ×加算率	30,130	300 ×加算率	+ 13,010 (21,680)	+ 130 (220) ×加算率
			乳児	164,090	159,460		+ 1,530 ×加算率	+ 1,490 ×加算率			+ 21,680	+ 220 ×加算率

加算部分1（続き）				調整部分					
障害児保育加算 ⑪ (注)	処遇改善等加算 (注)	休日保育加算 ⑫	処遇改善等加算	夜間保育加算 ⑬	処遇改善等加算	連携施設を設定しない場合 ⑭	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑮	常態的に土曜日に閉所する場合 ⑯	定員を恒常的に超過する場合 ⑰
+ 88,720 (44,360)	+ 880 (440) ×加算率	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 172,830	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 1,720 ×加算率	各月初日の利用子ども数	+ 38,170 + 330 ×加算率	- 2,050	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑬) × 14/100	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑬) × 11/100	(⑥~⑯) × 80/100
+ 44,360	+ 440 ×加算率								

※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算

冷暖房費加算	⑱	1級地 1,650 4級地 1,150	※次に掲げる区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域：1級地から4級地以外の地域	
		2級地 1,480 その他地域 110		
		3級地 1,460		
加算部分2	除雪費加算	⑲	5,950	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算	⑳	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	施設機能強化推進費加算	㉑	150,000 (限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	栄養管理加算	㉒	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
	第三者評価受審加算	㉓	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整 (④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

【居宅訪問型保育事業（保育認定（3号））】

赤字：質改善事項

基本部分				加算部分1（続く）					
地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算 ⑤	資格保有者加算 ⑥	処遇改善等加算	休日保育加算 ⑦	処遇改善等加算	
その他地域	3号	保育標準時間認定	400,840	4,000 × 加算率	17,870	170 × 加算率	15,220	150 × 加算率	
		保育短時間認定	345,340	3,450 × 加算率					

加算部分1（続き）				調整部分	
夜間保育加算 ⑧	処遇改善等加算	連携施設加算 ⑨	障害・疾病のある子どもを保育する場合	それ以外の場合	常態的に土曜日に行わない場合 ⑩
35,700	350 × 加算率	39,380	24,680		(④+⑤+⑧) × 9/100
					(④+⑤+⑧) × 8/100

加算部分2

第三者評価受審加算 ⑪	150,000	※3月初日の利用子どもの単価に加算
----------------	---------	-------------------

資料 5

平成26年6月24日

第3回荒川区子ども・子育て会議

平成26年6月4日国資料より抜粋

公定価格に関するFAQ（よくある質問）

- このFAQは、仮単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう、現行の幼稚園・保育所等における取り扱いを基に作成したものであり、今後詳細を検討していく過程で、随時その検討結果を反映させていくものです。

【目次】

No.	施設・事業							事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
1	○							基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P6
2		○						基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P6
3			○					基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P6
4				○				基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P6
5					○			基本部分（配置基準）	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P7
6					○			基本部分（配置基準）	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P7
7						○		基本部分（配置基準）	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P7
8	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	公定価格上の子ども的人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	P7
9	○	○	○		○	○		基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのか。	P7
10	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。	P8
11	○	○	○		○	○		基本部分（年齢区分）	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	P8
12	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	地域区分ごとの市区町村はどのようになっているのか。	P8
13	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	P8

No.	施設・事業							事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
14	○	○	○	○	○	○	○	基本部分	「公定価格の骨格案（詳細版）」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる使途と異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	P8
15	○		○					基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	P9
16	○	○	○			○	○	基本部分 調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	定員を超えて受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。	P9
17	○		○					基本部分	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	P9
18	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の加算率はどのように算定するのか。	P9
19	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	キャリアアップの取り組みとは具体的にどのようなものか。	P9
20		○				○	○	所長（管理者）設置加算	所長（管理者）設置加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P9
21	○		○					副園長・教頭設置加算	副園長・教頭が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	P9
22	○		○					副園長・教頭設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	P10
23			○					学級編制加配加算	学級編制加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P10
24	○	○	○					3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P10
25	○		○					満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	P10
26	○		○					満3歳児対応教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6：1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	P10
27	○		○					チーム保育加配加算	どういった場合にチーム保育を実施していると言えるのか。	P10
28	○		○					チーム保育加配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	P10
29	○		○					通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	P10
30	○		○					通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P10
31	○		○					給食実施加算	休業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P11
32	○		○					給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	P11

No.	施設・事業						事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事			
33	○	○					給食実施加算	自園調理の場合は、外部委託などに比べて費用がかかるため、さらに加算すべきではないか。	P11
34	○	○					外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	P11
35	○	○					外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようになるのか。	P11
36	○	○					外部監査費加算	外部監査を受けた場合も市町村による会計監査の対象となるのか。	P11
37		○	○		○	○	休日保育加算	他の施設（事業）を利用している子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。	P11
38		○	○		○	○	休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。	P11
39		○	○		○	○	夜間保育加算	夜間保育加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P12
40						○	休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようになるのか。	P12
41				○	○	○	資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようになるのか。	P12
42					○	○	保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようになるのか。	P12
43				○			家庭的保育支援加算	家庭的保育支援加算の加算要件はどのようになるのか。	P12
44				○	○	○	障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようになるのか。	P12
45		○	○	○	○		減価償却費加算	保育所等の減価償却費加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P12
46		○	○	○	○		賃借料加算	保育所等の賃借料加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P12
47		○	○				調整部分（分園の場合）	分園の場合はどのように計算すれば良いのか。	P12
48			○				調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようになるのか。	P12
49			○				調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されないのか。	P13
50			○				調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者がなっている場合に減算されるのか。	P13
51		○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	常態的に土曜日に閉所する場合の調整はどのような場合に適用されるのか。	P13
52				○	○	○	調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	P13

No.	施設・事業							事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
53	○							主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P13
54	○							主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。	P13
55		○						主任保育士専任加算	主任保育士専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P13
56	○	○						主幹教諭等/主任保育士専任加算	主幹教諭等や主任保育士が学級担任やクラス担当にはなれないのか。	P13
57	○	○	○					療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P14
58			○					事務職員雇上費加算	認定子ども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。	P14
59		○						事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P14
60	○	○	○	○	○	○		冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P14
61	○	○	○	○	○	○		除雪費加算	除雪費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P14
62	○	○	○	○	○	○		降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P14
63		○	○					入所児童処遇特別加算	入所児童処遇特別加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P14
64	○	○	○	○	○	○		施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P15
65	○	○	○	○	○	○		栄養管理加算	栄養管理加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P15
66	○	○	○					小学校接続加算	小学校接続加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P15
67	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P15
68	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。	P15
69	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。	P15
70	○	○	○	○	○	○		加算部分2	加算部分2には毎月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	P15
71	○	○	○	○	○	○	○	その他	公定価格の各種加算の具体的な適用要件は、公定価格の骨格案（詳細版）よりも詳しく示されないのか。	P15
72	○	○	○	○	○	○	○	その他	今回示されたのは「仮単価」であり、実際の公定価格は「各年度の予算編成時に確定」とされているが、いつ示されるのか。	P16

No.	施設・事業							事項	質問	頁
	幼	保	認	家	小	事	居			
73	○	○	○	○	○	○	○	その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。	P16
74	○	○	○	○	○	○	○	その他	月途中での入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。	P16
75	○		○					その他	利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合、経過措置として市町村が定める利用者負担額よりも低額の利用者負担額を徴収する場合は、給付額に反映されるのか。	P16

【回答】

No.	施設・事業							事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事	居			
1	○							基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （園長） 1人 （幼稚園教諭） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人 ・ 利用定員36人以上300人以下の施設については1人を加配 ・ 利用定員35人以下及び121人以上については、非常勤講師を加配 （事務職員） 1人及び非常勤事務職員を加配（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要）
2		○						基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （保育士） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1,2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤保育士を加配 （事務職員） 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） ・ 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）
3			○					基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （園長） 1人 （保育教諭等） ・ 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1,2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ・ 2・3号の利用定員90人以下の施設については1人を加配 ・ 主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人加配 ・ 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 ・ 上記の定数に加えて非常勤講師等を加配 （事務職員） 1人及び非常勤事務職員を加配（園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） ・ 2・3号の利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）
4				○				基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （家庭的保育者） ・ 子ども3人につき1人 ※別途家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人まで （事務職員） 非常勤事務職員（家庭的保育者が兼務する場合、業務委託する場合は配置は不要（なお、定員3人以下の場合で家庭的保育補助者を配置する場合は対象外）） （調理員等） 非常勤調理員（定員3人以下の場合で家庭的保育補助者が調理員を兼ねる場合は配置は不要（その場合は家庭的保育補助者加算は対象外））

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
5						○	基本部分（配置基準） 小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （保育従事者） ・ 1,2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 及び 左記に加えて1人を加配 ※上記の定数のうちA型は100%、B型は50%以上 ^(*) は保育士 （必要保育従事者数（整数化後（「No. 8」を参照））×1/2＝必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）） ・ 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を加配 （事務職員） 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 非常勤調理員	
6						○	基本部分（配置基準） 小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （保育従事者） ・ 家庭的保育者 子ども3人につき1人（それぞれの家庭的保育者に補助者を配置する場合は5人） ・ 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を加配 （事務職員） 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 非常勤調理員	
7						○	基本部分（配置基準） 事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 ・ 定員19人以下の小規模保育事業A型又はB型の基準が適用される事業所→「No. 5」の回答を参照 ・ 定員20人以上の事業所→「No. 2」の回答を参照	
8	○	○	○			○	基本部分（配置基準） 公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	配置すべき教育・保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後小数点以下を四捨五入した数になります。 ※家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業を除く <算式> $[4\text{歳以上児数} \times 1/30 (\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)}) + \{3\text{歳児数}^{(*)1} \times 1/20 (\text{〃})\} + \{1,2\text{歳児数}^{(*)2} \times 1/6 (\text{〃})\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 (\text{〃})\}] = \text{必要教育・保育従事者数 (小数点第1位を四捨五入)}$ (*)1号認定こどもの場合満3歳児を含む。(*)2号認定こどもの場合満3歳児は含まない。 ※子どもの年齢は年度の初日の前日における満年齢 ※認定こども園の場合は施設全体（1号～3号）の子どもの数を基に計算	
9	○	○	○			○	基本部分（配置基準） 教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのか。	①短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の教育・保育従事者 次の条件の全てを満たす場合には、配置基準や加算算定上の定数の一部に短時間勤務者を充てることができます。 ・ 学級担任は原則常勤専任であること ・ 常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること ・ 常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること ②1日6時間以上かつ月20日以上勤務する教育・保育従事者 各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者についても①と同様に取り扱うこととします ①・②の従事者を配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下の通り、常勤職員数に換算することとします。 <常勤換算値を算出するための算式> 短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計 ÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数 ＝ 常勤換算値（小数点第1位を四捨五入）	

No.	施設・事業							事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事	居			
10	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。	公定価格における配置基準を上回る配置を行うことは可能です。また、公定価格における配置基準を下回る場合、幼稚園・認定こども園（1号認定）については、これまで私学助成において年齢別の幼稚園教諭等の配置基準の設定がなかったため、新制度施行後すぐに公定価格における配置基準を満たすことが困難な場合があることから、そのような場合に公定価格を調整することにより対応することとしています（認定こども園は1号と2・3号で等分して減算する）。この場合でも、幼稚園設置基準や認定こども園の認可・認定基準を満たすことが求められます。
11	○	○	○		○	○		基本部分（年齢区分）	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	公定価格における「年齢区分」については、各月初日の子どもの満年齢により区分しています。その上で、年度の初日の前日の満年齢が一つ下の年齢区分に該当する場合には、仮単価表上「注（認定こども園2号・3号は「注1」）」として（ ）内にお示ししている単価が適用されることとなります。そのため、年度を通じて同一の単価が適用されることとなります。 <例> ・5月5日で満4歳となる子どもの場合 4月及び5月 → 年齢区分：「3歳児」の単価を適用 6月～翌3月 → 年齢区分：「4歳以上児」の単価を適用 ただし、年度の初日の前日における満年齢は「3歳」となり、一つ下の年齢区分（3歳児）に該当するため、「注（認定こども園2号・3号は「注1」）」として（ ）内にお示ししている単価（3歳児の単価と同額）を適用
12	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	地域区分ごとの市区町村はどのようになっているのか。	地域区分ごとの市町村の一覧は、別添1を参照。なお、別添1に記載のない市区町村は「その他地域」となります。また、現行の保育所運営費における地域区分から変更がある市区町村については一定の経過措置を設ける予定としており、詳細は今後検討していきます。
13	○	○	○	○	○	○	○	基本部分（地域区分）	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	他の市町村の子どもが利用する場合も、地域区分は施設の所在地の区分が適用されます。また、給付費・委託費の請求は、利用者の居住地の市町村に対して行うこととなります。なお、利用者負担額は利用者の居住地市町村が設定する金額となります。
14	○	○	○	○	○	○	○	基本部分	「公定価格の骨格案（詳細版）」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる用途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	公定価格の単価は、経営実態調査等に基づく費用の実態や現在の保育所運営費の単価設定などを基に積算しているものであり、各施設における人件費等の費用を全て積算どおりに支払わなければならないものではありません（個別の支出額に応じて単価を変更するものではありません）。なお、私立保育所に対しては委託費として支払われることから、その用途の取り扱いについて現行制度の対応等を踏まえて検討していくこととしています。

No.	施設・事業							事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事	居			
15	○		○					基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	学校教育を行うに当たり実際に主幹教諭又はそれと同等の立場の教諭が必要であることを前提に積算していますが、発令の有無を算定要件としているものではなく、減算されません。
16	○	○	○		○	○		基本部分 調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	定員を超過して受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超過して受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超過して受入れをしている場合（連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合）には利用定員を見直す必要が必要となります。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。 ※なお、利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超過している場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化（都道府県等の認可権者の認可・届出等）も必要となります。
17	○		○					基本部分	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	35人以下の極めて小規模な園は、必ずしも年齢別の学級編制が行われない場合もあること、他方、大規模園は30:1（公定価格における4歳以上児配置基準）と35:1（幼稚園設置基準における原則的な学級編制基準の上限）の差が縮まるため、学級編制調整加配を行わなくとも必要な配置を満たすことが比較的容易と考えられるためです。
18	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の加算率はどうに算定するのか。	加算率は職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じて適用される加算率が段階的に上昇する仕組みとしており、具体的な算定方法は現在検討しているところです。そのため、現段階では、暫定的に以下の現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費における加算率の区分に当てはめて計算してください。 <民間施設給与等改善費> 施設・事業所に勤務する全ての常勤職員1人当たりの平均勤続年数 10年以上：12（%）、7年以上10年未満：10（%）、4年以上7年未満：8（%）、4年未満：4（%） ※質改善後の運営費を試算する場合は上記の加算率に+3（%）を加算 また、処遇改善等加算の単価を計算する場合は、単価に加算率の「数値」を乗じて算出してください。 例：加算率が10%の場合 「100円（単価）×10（加算率）＝1,000円」
19	○	○	○	○	○	○	○	処遇改善等加算	キャリアアップの取り組みとは具体的にどのようなものか。	例えば、介護保険制度では、以下のうちいずれかを満たすこと及び職員に対してその内容を周知することを要件としており、こうした取り組みを参考に検討していきます。 ・職員の任用における職責又は職務内容等の要件（職員の賃金に関するものを含む）を定めている。 ・職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。
20			○				○	所長（管理者）設置加算	所長（管理者）設置加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	所長（管理者）が保育士等の配置基準とは別途配置されており、かつ以下の要件を満たしている場合に加算されます。 ・所長（管理者）が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設（事業所）の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合 ※そのため、2以上の施設（事業所）と兼務し、所長（管理者）としての職務を行っていないものは欠員とみなして加算の対象にはなりません。
21	○		○					副園長・教頭設置加算	副園長・教頭が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	副園長又は教頭を置く場合には、学級担任をしているか否かにかかわらず、加算されます。

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
22	○		○				副園長・教頭 設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	公定価格（基本分）における幼稚園教諭等の配置基準を満たした上で、別途副園長を配置する場合には、特段免許保有者の条件は課していません。
23			○				学級編制加配 加算	学級編制加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	学級編制加配加算は、幼稚園との整合性を踏まえ、認定こども園全体の3歳以上児（1号・2号）の利用定員が36人以上300人以下の施設の場合に加算の対象にすることにしています。
24	○	○	○				3歳児配置改 善加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	3歳児の配置基準を15人につき1人としている場合に加算することを要件としており、実際に施設に配置されている幼稚園教諭、保育士、保育教諭数が、 ・ 「No.1～No.3」及び「No.8」で示した配置基準、計算方法について、3歳児の配置基準を20人ではなく15人として計算して算定された必要職員数以上となる場合に加算することにしています。
25	○		○				満3歳児対応 教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	満3歳児の配置基準を6人につき1人とする場合に満3歳児のみに加算が適用されます。
26	○		○				満3歳児対応 教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6:1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	満3歳児の受入れがされた時点からその年度内までの間について加算が適用されます。
27	○		○				チーム保育加 配加算	どういった場合にチーム保育を実施していると言えるのか。	低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合などにおいて、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要幼稚園教諭数、保育教諭数以上の教諭等を配置している場合に、その人数に応じて加算が行われることとなります。（利用定員の区分ごとに人数の上限があります。）
28	○		○				チーム保育加 配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	現状の幼稚園の教諭配置状況を踏まえて、おおむね5割以上の私立幼稚園が対象となるように上限数を設定しています。（上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人） なお、施設の判断でこの基準を上回る配置を行うことも可能であり、この場合の件費は、上乗せ徴収等により賄うこととなります。
29	○		○				通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	必ずしも専任運転手の配置を要件としておらず、例えば、運行委託によることも可能です。
30	○		○				通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。

No.	施設・事業							事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事	居			
31	○		○					給食実施加算	休業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4（週）で除して「週当たり実施日数」を算出してください（小数点第1位を四捨五入）。 また、年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されません。
32	○		○					給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	給食の実施方法の別にかかわらず、給食を実施している場合には加算されます。 その際の要件については、保育所における業務委託、外部搬入の際の要件を参考に検討していきます。
33	○		○					給食実施加算	自園調理の場合は、外部委託などに比べて費用がかかるため、さらに加算すべきではないか。	給食実施に係る現実の費用（人件費）の実態を踏まえて平均的な額で設定しているため、給食の実施方法の別にかかわらず加算額は同額になります。
34	○		○					外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	加算/減算はされません。本加算の金額は実際の費用の実態を踏まえて平均的な額として設定しています。
35	○		○					外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようになるのか。	当年度の3月時点で、前年度の3月以降に監査を受けていることが確認できれば加算されます。（例えば、前年度会計について当年度（翌会計年度）の5月頃に監査を受けた場合は、当年度（翌会計年度）の3月分の単価に加算されることとなります。）
36	○		○					外部監査費加算	外部監査を受けた場合も市町村による会計監査の対象となるのか。	公認会計士等の外部監査を受けた私立幼稚園や認定こども園については、施設型給付の用途等に関する市町村等による会計監査の対象外とする方向で検討しています。なお、加算の前提となる職員配置等の事実関係の確認等は市町村が行うこととなります。
37		○	○		○	○		休日保育加算	他の施設（事業）を利用している子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。	休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となっていますが、この利用子ども数には、平日は他の施設（事業）を利用している子どもであっても、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子ども数も含まれます。 なお、加算については、上記の延べ利用子ども数（平日に他の施設（事業）を利用する子どもを含む）に応じて適用される加算額を休日保育を実施する施設（事業）を利用する各月初日の子ども数（平日は他の施設（事業）を利用する子どもを含まない）で除して加算されることとなります。
38		○	○		○	○		休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。	「休日保育の年間の延べ利用子ども数」は、過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることとなります。 また、実績が見込みを上回った（下回った）場合であっても、加算額の増額（減額）は行われません。なお、利用見込みと実績が大きく異なった場合には、翌年度の利用見込みの算出及び市町村による加算額の認定の際に、その実績を踏まえて適切な利用見込み数の算出・認定をする必要があります。

No.	施設・事業							事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事	居			
39		○	○			○	○	夜間保育加算	夜間保育加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	夜間保育加算については、夜間保育を専門的に行う施設（事業）として認可（認定）を受けた施設に加算されることになる。なお、保育所以外の施設・事業における具体的な要件等については、現在の夜間保育所の設置認可に当たっての要件を参考に検討していく予定です。
40							○	休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようなことになるのか。	居宅訪問型保育事業の利用者が常態的に休日又は夜間に利用する場合に加算の対象とすることを予定しており、詳細は今後検討していきます。
41						○	○	資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようなことになるのか。	資格保有者加算は家庭的保育事業及び小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業の家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算されます。また、小規模保育事業C型については、資格を有する人数に応じて加算が行われます。
42						○	○	保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようなことになるのか。	保育士比率向上加算は小規模保育事業のB型及び同基準が適用される事業所内保育事業において、常態的に保育比率を3/4以上として保育を実施する場合に適用されます。また、その際の必要保育士数については「No.5」の回答に準じて以下のとおり計算します。 （*）必要保育従事者数（整数化後）×3/4＝必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）
43						○		家庭的保育支援加算	家庭的保育支援加算の加算要件はどのようなことになるのか。	家庭的保育支援加算は家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて土曜日における保育や8時間を超える保育を実施する場合に加算の対象とすることを予定しており、詳細は今後検討していきます。
44						○	○	障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようなことになるのか。	障害児 ^{（*）} を受け入れる事業所において、障害児1人につき2人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。 （*）市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない）
45		○	○	○	○			減価償却費加算	保育所等の減価償却費加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	保育所等の減価償却費加算については、施設整備費補助金を受けずに整備した施設（事業所）について加算の対象とする予定であり、その際の要件等の詳細については今後検討していきます。また、減価償却費加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。
46		○	○	○	○			賃借料加算	保育所等の賃借料加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	保育所等の賃借料加算については、建物（土地は対象外）を賃貸方式で実施している施設（事業所）について加算の対象とする予定であり、その際の要件等の詳細については今後検討していきます。また、賃借料加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。
47		○	○					調整部分（分園の場合）	分園の場合はどのように計算すれば良いのか。	分園を設置する施設の場合、「基本分単価」、「処遇改善等加算」、「所長設置加算」については、中心園と分園それぞれの定員区分を基に単価を計算します。その上で、分園については、その合計額の「10/100」を差し引いた額が適用されます。また、その他の加算については中心園と分園の定員を合計した定員区分を基に単価を計算します。
48			○					調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようなことになるのか。	施設全体（1号～3号）の実配置数（常勤換算値）が基本分単価における保育教諭等の配置基準を下回る場合に、 不足保育教諭等数＝年齢別配置基準－園全体の実配置数（常勤換算） で算定し、不足保育教諭等数を1号と2・3号で等分（1人不足している場合はそれぞれ0.5人ずつ）して減算することになります。 ※「No.3、No.8」の回答を参照

No.	施設・事業						事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事			
49			○				調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されないのか。	幼保連携型認定こども園の保育教諭については当分の間は経過措置が適用されるため、資格要件に係る減算は適用しないことにしています。この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準（職員資格）とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。
50			○				調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者がなっている場合に減算されるのか。	「No. 49」のとおり、この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準（職員資格）とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。国の示す基準では、幼稚園型認定こども園における2号認定こどもの保育については幼稚園教諭免許を保有する者とする特例及び保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園における学級担任については保育士資格を保有する者とする特例を設けていることから、その場合については調整の対象にはなりません。
51		○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	常態的に土曜日に閉所する場合の調整はどのような場合に適用されるのか。	保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設（事業所）に適用されます。
52			○	○	○		調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	連携施設から受ける支援内容については、原則として全ての支援を受けることが想定されていますが、給食に関する支援や嘱託医による健康診断等に関する支援については、自園で調理する場合や事業所において直接医師に嘱託し健康診断等を実施する場合は不要であり、また、屋外遊戯場の利用に関する支援については、小規模保育事業所が十分な広さの屋外遊戯場を有していると認められる場合は不要とするなども可能にするなど、詳細については今後検討していきます。また、支援を受ける頻度については、小規模保育事業所の置かれている状況や支援の内容等を踏まえてご判断頂くこととなります。
53	○						主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	主幹教諭等が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要幼稚園教諭数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。また、その場合は子育て支援活動費加算も対象となります。 ・一時預かり事業、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
54	○						主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。	主幹教諭以外に副園長、教頭、指導教諭を専任化させる場合も加算の対象となります。
55		○					主任保育士専任加算	主任保育士専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
56	○	○					主幹教諭等/主任保育士専任加算	主幹教諭等や主任保育士が学級担任やクラス担当にはなれないのか。	本加算については、主幹教諭等や主任保育士が学級担任やクラス担当から離れて、地域の子育て支援活動等に専任できるよう加算するものですので、加算の適用を受ける施設で主幹教諭等や主任保育士が学級担任やクラス担当になることは適当ではありません。なお、学級担任やクラス担当の職員が休んだ場合に代理で教育・保育を行うことを妨げるものではありません。

No.	施設・事業							事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事	居			
57	○	○	○					療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	障害児を受け入れている施設で、主幹教諭等（幼稚園、保育所は主幹教諭等/主任保育士専任加算が適用されている施設）を補助する者（非常勤職員であって資格の有無は問わない）を配置して地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算が適用されます。また、以下の区分に応じて加算額が異なります。（加算はA又はBのいずれか） ・特別児童扶養手当の支給対象児童を受け入れている施設・・・A ・A以外の障害児（*）を受け入れている施設・・・B （*）市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない）
58						○		事務職員雇上費加算	認定こども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。	本加算は施設全体（1号～3号）の定員が91人以上の場合を加算の要件としており、園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。
59		○						事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	以下の事業等のいずれかを実施する場合に加算が適用されます。なお、所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
60	○	○	○	○	○	○		冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	冷暖房費加算は、施設（事業所）の所在地により加算額が異なりますが、「1級地から4級地」については、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律1条第1号及び第2号」に掲げる地域となり、記載のない地域については「その他地域」の加算額が適用されます。
61	○	○	○	○	○	○		除雪費加算	除雪費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	除雪費加算は「豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項」の規定に基づく地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。
62	○	○	○	○	○	○		降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	降灰除去費加算は「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。
63		○	○					入所児童処遇特別加算	入所児童処遇特別加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	高齢者等（*）を非常勤職員として雇用（年間総雇用時間が400時間以上）し、児童の処遇の向上を図る場合であって、以下の事業等のうちいずれかを実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討） （*）高齢者（満60歳以上65歳未満の者）、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭等の母及び寡婦

No.	施設・事業							事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事	居			
64	○	○	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設（事業所）の。総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等のうち複数を実施する場合に加算が適用されます。 なお、加算額は実際に防災対策等に要した費用を基に加算されます。（1施設（事業所）当たり15万円が上限） （幼稚園の場合） ・一時預かり事業、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討） （幼稚園以外施設・事業の場合） ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
65	○	○	○	○	○	○	○	栄養管理加算	栄養管理加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象となります。なお、栄養士については雇用形態は問わず、嘱託する場合などについても加算の対象となります。（調理員として栄養士を雇用している場合も含まれます。）
66	○	○	○					小学校接続加算	小学校接続加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	小学校との接続を見通した教育課程その他の教育・保育内容を策定・実施し、実施結果を踏まえた、改善のための検討や研修等が行われている場合に加算を適用することを想定しており、具体的な加算要件は今後精査してお示しする予定です。
67	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をHP等で公表している場合に加算を行うことを想定しています。
68	○	○	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。	第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、その期間内において、1回限りの加算を予定しています。
69	○	○	○	○	○	○	○	加算部分全般	年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。	基本的に加算の要件を満たしているか、いないかは各月初日時点で判断することになり、要件を満たしている場合はその月を通じて加算されることとなります。そのため、月の途中で加算の要件を満たした場合、満たさなくなった場合はその翌月から単価が変更されることとなります。
70	○	○	○	○	○	○	○	加算部分2	加算部分2には各月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	算式に従い単価を計算した結果については、加算項目ごとに10円未満端数切り捨てとすることを予定しています。
71	○	○	○	○	○	○	○	その他	公定価格の各種加算の具体的な適用要件は、公定価格の骨格案（詳細版）よりも詳しく示されないのか。	具体的な加算要件について検討中としているものについては、今後早期に検討したうえで、その検討結果をお示ししていきます。（その場合、FAQについても随時内容を更新していく予定）

No.	施設・事業							事項	質問	回答
	幼	保	認	家	小	事	居			
72	○	○	○	○	○	○	○	その他	今回示されたのは「仮単価」であり、実際の公定価格は「各年度の予算編成時に確定」とされているが、いつ示されるのか。	各年度の予算編成過程を経て、12月末を目途に翌年度の政府予算案が閣議決定されることから、1月以降の早い段階で実際に適用される「本単価」の政府案をお示しすることを予定しています。
73	○	○	○	○	○	○	○	その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。	給付費・委託費については、「各月初日の在籍児」に係る給付費等はその月中に支払い、「月途中での入退所」がある場合については、翌月の支給時（翌月初日の在籍児の支給時）に併せて支払うことを予定しています。
74	○	○	○	○	○	○	○	その他	月途中での入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。	月途中での入退所があった場合については、以下により計算することを予定しています。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て （教育標準時間認定の場合） 1人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（20日を超える場合は20日）÷20日 （保育認定の場合） 1人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（25日を超える場合は25日）÷25日 ※「常態的に土曜日に閉所する場合」の調整がされている施設（事業所）においては20日
75	○	○						その他	利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合、経過措置として市町村が定める利用者負担額よりも低額の利用者負担額を徴収する場合は、給付額に反映されるのか。	給付費は、公定価格から市町村が定める利用者負担額を控除した額により支払われます（子ども子育て支援法附則9条）。徴収額を誤った場合や未納の場合、経過措置により低額の徴収を行う場合であっても市町村から給付費の額は変わりません（公費補填される仕組みではありません）。なお、徴収額を誤った場合や未納の場合は、施設・事業者において適正な金額を保護者から徴収してください。

子ども・子育て支援新制度における地域区分

都道府県	市 町 村	級地
北海道	札幌市	3/100地域
青森県		
岩手県		
宮城県	仙台市	6/100地域
	名取市 多賀城市 利府町 七ヶ浜町 村田町	3/100地域
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県	取手市	15/100地域
	つくば市	12/100地域
	水戸市 土浦市 守谷市 石岡市	10/100地域
	日立市 古河市 牛久市 ひたちなか市 那珂市 東海村 阿見町 大洗町	6/100地域
	龍ヶ崎市 筑西市 稲敷市 常総市 つくばみらい市 下妻市 坂東市 結城市 桜川市 境町 五霞町 八千代町 河内町 利根町	3/100地域
栃木県	宇都宮市 旧上河内町・旧河内町(宇都宮市)	6/100地域
	鹿沼市 小山市 大田原市 栃木市 日光市 さくら市 真岡市 下野市 壬生町 野木町	3/100地域
群馬県	前橋市 旧富士見村(前橋市) 高崎市 旧榛名町・旧吉井町(高崎市) 太田市 伊勢崎市 渋川市 みどり市 桐生市 大泉町 玉村町 千代田町 榛東村	3/100地域
埼玉県	和光市	15/100地域
	さいたま市 志木市	12/100地域
	鶴ヶ島市	10/100地域
	川越市 川口市 旧鳩ヶ谷市(川口市) 行田市 所沢市 飯能市 加須市 旧北川辺町・旧騎西町・旧大利根町(加須市) 東松山市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 三郷市 狭山市 新座市 富士見市 蕨市 三芳町 羽生市	6/100地域
	熊谷市 旧江南町(熊谷市) 春日部市 鴻巣市 上尾市 草加市 久喜市 旧栗橋町・旧菖蒲町・旧鷲宮町(久喜市) 坂戸市 鳩山町 北川辺町 大利根町 杉戸町 幸手市 八潮市 蓮田市 吉川市 桶川市 日高市 深谷市 宮代町 嵐山町 滑川町 白岡町 松伏町 川島町 毛呂山町 越生町 吉見町 ときがわ町	3/100地域
千葉県	成田市 印西市 旧印旛村・旧本埜村(印西市)	15/100地域
	船橋市 浦安市 袖ヶ浦市	12/100地域
	千葉市 市川市 松戸市 富津市 四街道市 習志野市	10/100地域
	茂原市 佐倉市 柏市 市原市 白井市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 長柄町 長南町 木更津市 君津市	6/100地域
	野田市 東金市 流山市 八街市 酒々井町 栄町 山武市 富里市 大網白里町	3/100地域
東京都	特別区	18/100地域
	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 清瀬市 多摩市 稲城市 西東京市	15/100地域
	八王子市 立川市 府中市 昭島市 調布市 小平市 日野市	12/100地域
	三鷹市 青梅市 東村山市 あきる野市 東久留米市 小金井市 羽村市 日の出町 檜原村	10/100地域
	奥多摩町	6/100地域
	武蔵村山市 東大和市 瑞穂町	3/100地域
神奈川県	鎌倉市 厚木市	15/100地域
	横浜市 川崎市 海老名市	12/100地域
	横須賀市 藤沢市 茅ヶ崎市 相模原市 旧城山町・旧藤野町(相模原市) 大和市 綾瀬市 座間市 愛川町	10/100地域
	平塚市 秦野市 葉山町 逗子市 伊勢原市 寒川町 清川村 山北町	6/100地域
	小田原市 三浦市 二宮町 中井町 大井町 箱根町 大磯町	3/100地域
新潟県		
富山県	富山市 南砺市	3/100地域
石川県	金沢市	3/100地域
福井県	福井市	3/100地域
山梨県	甲府市	6/100地域
	身延町 南部町 富士河口湖町	3/100地域
長野県	長野市 旧信州新町・旧中条村(長野市) 松本市 旧波田町(松本市) 諏訪市 塩尻市 大町市 上田市 伊那市 岡谷市 飯田市 下諏訪町 築北村 長和町 辰野町 木曾町 木祖村 朝日村	3/100地域
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 関市 可児市 土岐市 各務原市 瑞穂市 羽島市 海津市 高山市 坂祝町 笠松町 岐南町	3/100地域

都道府県	市 町 村	級地
静岡県	静岡市 旧由比町(静岡市) 沼津市 御殿場市	6/100地域
	浜松市 三島市 富士宮市 旧芝川町(富士宮市) 富士市 旧富士川町(富士市) 磐田市 焼津市 旧大井川町(焼津市) 掛川市 袋井市 裾野市 島田市 藤枝市 湖西市 小山町 長泉町 清水町 川根本町 森町 函南町	3/100地域
愛知県	名古屋市 刈谷市 豊田市	12/100地域
	豊明市	10/100地域
	瀬戸市 碧南市 西尾市 旧一色町・旧幡豆町・吉良町(西尾市) 大府市 知多市 尾張旭市 長久手町 豊橋市 岡崎市 一宮市 半田市 春日井市 津島市 安城市 犬山市 江南市 小牧市 稲沢市 東海市 知立市 愛西市 弥富市 豊山町 三好町 岩倉市 北名古屋市 あま市 新城市 蒲郡市 清須市 日進市 常滑市 豊川市 高浜市 扶桑町 東郷町 大口町 蟹江町 東浦町 阿久比町 幸田町 飛島村	3/100地域
三重県	鈴鹿市	10/100地域
	津市 四日市市	6/100地域
	桑名市 名張市 伊賀市 いなべ市 亀山市 東員町 朝日町 川越町 木曾岬町	3/100地域
滋賀県	大津市 草津市	10/100地域
	守山市 栗東市 野洲市	6/100地域
	彦根市 長浜市 旧虎姫町・旧高月町・旧余呉町・旧湖北町・旧木之本町・旧西浅井町(長浜市) 米原市 高島市 甲賀市 多賀町	3/100地域
京都府	京都市	10/100地域
	宇治市 亀岡市 京田辺市 南丹市 八幡市 城陽市 久御山町 宇治田原町	6/100地域
	向日市 旧木津町・旧加茂町・旧山城町(木津川市) 長岡京市 井出町 精華町 笠置町 南山城村	3/100地域
大阪府	大阪市 守口市 門真市	15/100地域
	吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 高石市	12/100地域
	堺市 東大阪市 豊中市 池田市 枚方市 茨木市 八尾市 摂津市 島本町	10/100地域
	河内長野市 和泉市 羽曳野市 藤井寺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 松原市 大阪狭山市 忠岡町 豊能町 千早赤阪村	6/100地域
	柏原市 泉南市 四條畷市 交野市 阪南市 熊取町 田尻町 岬町 太子町 大東市 河南町	3/100地域
兵庫県	芦屋市	15/100地域
	西宮市 宝塚市	12/100地域
	神戸市 尼崎市	10/100地域
	伊丹市 三田市 川西市 猪名川町	6/100地域
	姫路市 明石市 加古川市 三木市 加西市 加東市 小野市 高砂市 播磨町 稲美町	3/100地域
奈良県	天理市	12/100地域
	奈良市 大和郡山市 川西町	10/100地域
	大和高田市 橿原市 御所市	6/100地域
	桜井市 香芝市 宇陀市 斑鳩町 王寺町 生駒市 五條市 葛城市 安堵町 河合町 上牧町 広陵町 田原本町 吉野町 三郷町 平群町 山添村 明日香村 曽爾村	3/100地域
和歌山県	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 かつらぎ町	3/100地域
鳥取県		
島根県		
岡山県	岡山市 旧建部町・旧瀬戸町(岡山市)	3/100地域
広島県	広島市 府中町	10/100地域
	廿日市市 海田町 坂町 呉市 安芸太田町 熊野町	3/100地域
山口県	周南市 岩国市	3/100地域
徳島県		
香川県	高松市	3/100地域
愛媛県		
高知県		
福岡県	福岡市	10/100地域
	北九州市 筑紫野市 春日市 太宰府市 旧前原市・旧二丈町・旧志摩町(糸島市) 福津市 宇美町 新宮町 粕屋町 飯塚市 大野城市 志免町 須恵町 那珂川町 久山町 古賀市	3/100地域
佐賀県	佐賀市	3/100地域
長崎県	長崎市	3/100地域
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		

※上記に記載のない市町村は「その他地域」となる。

＜減価償却費加算の加算額の区分＞

区 分		都 道 府 県
A 地域	標 準	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県
	都 市 部	
B 地域	標 準	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県
	都 市 部	
C 地域	標 準	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県
	都 市 部	
D 地域	標 準	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
	都 市 部	

※「都市部」とは、前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎡以上の市町村をいう。

＜賃借料加算の加算額の区分＞

区 分		都 道 府 県
a地域	標 準	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県
	都 市 部	
b地域	標 準	静岡県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県
	都 市 部	
c地域	標 準	宮城県・茨城県・栃木県・群馬県・新潟県・石川県・長野県・愛知県・三重県・和歌山県・鳥取県・岡山県・広島県・香川県・福岡県・沖縄県
	都 市 部	
d地域	標 準	北海道・青森県・岩手県・秋田県・山形県・福島県・富山県・福井県・山梨県・岐阜県・島根県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県
	都 市 部	

※「都市部」とは、前年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村をいう。